

令和5（2023）年度

自己点検評価書

令和5（2023）年11月

平安女学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	42
基準 4. 教員・職員	52
基準 5. 経営・管理と財務	60
基準 6. 内部質保証	71
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	75
基準 A. 地域社会との連携	75
IV. 法令等の遵守状況一覧	80
V. エビデンス集一覧	89
エビデンス集（データ編）一覧	89
エビデンス集（資料編）一覧	89

【補足事項】

本評価書については、主に令和 4（2022）年度の教育研究活動や管理運営を点検・評価するものである。

ただし、現状については、令和 5（2023）年 4 月 1 日から 7 月 1 日付の間で重要な人事の変更や機構改革があったため、令和 5（2023）年 7 月 1 日時点で記載している。

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

平安女学院（以下、「本学院」という。）では、以下を建学の精神としている。

建学の精神

「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」

本学院の歴史は、米国聖公会から派遣されたミス・エレン・ガートルード・エディにより大阪の川口居留地に明治8（1875）年に開校された「エディの学校（英語名：セント・アグネス・スクール）」から始まる。その後、明治13（1880）年に「照暗女学校」へと改称された。さらに、明治27（1894）年には現在の京都キャンパスへ移転し、その翌年に「平安女学院」と改称して現在に至る。

ここに掲げる建学の精神は、聖テモテ学校の校長を務めたJ.H.クインビー司祭（米国聖公会宣教師）が、女学校の創設にあたって本国に送った書簡の中に綴られた『教育の方針と神への感謝の言葉』によるものである。それは、「彼女たちの知性を広げ、望みを高くして、感受性を豊かにし、そして彼女たちに身も心もそのすべてを受け入れて下さる神様を知らせる素晴らしい機会を下さった」という内容であった。

キリスト教の精神とは、神によって創られた我々はその恵みのもとで自らを培い、すべてのものを慈しみ愛する心を保つことである。それには、多くの知識を身につけて、考える力を養い、自分の意見や考えを表現できる総合的な知性を育まなければならない。

そして、何事にも受け身の姿勢ではなく、常に人生の未来に希望をつなぐ高い目標を掲げ、その望みに向かって自主的、自律的に学ぶことが大切である。また、自らの力を自身にのみ注ぐのではなく、まわりのすべてのものに及ぼす「愛の行動」に集結していかなければならない。愛こそは真理であり、善であり、美であると言える。そこには、道端の草花を愛で、悩める友の痛みを共有する、優しく豊かな感受性が満ちているに違いない。

しかも、このようにして身に付けた考えや行動力も、世界の全てを創造し、支える慈悲深い、全能の神の力の前には到底及ばないことを悟り、傲慢にならず、ますます謙虚に自らを高めていくことが必要である。

148年の歴史と伝統を担う本学院は、「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」を「建学の精神」として引き継ぎ、実践していくことを使命とし、21世紀に輝く学びの園を築いていく。

なお、「平安女学院」への改称にあたり、明治27（1894）年に校章を制定した。この校章は、「平安女学院」の「平」を図案化したものであり、また「信仰・希望・愛」の精神を三本の剣の形に象徴したのものである。制定時には、本学で学ぶ全ての者が「信仰・希望・愛」を理想として仰ぎ、これを日々の実践の中で会得していくようにとの願いが込められたものである。

<校章>



2. 大学の使命・目的

昭和 26 (1951) 年、学校法人の設置認可に伴い、学校法人平安女学院寄附行為を定め、第 3 条に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神にもとづく教育を行うことを目的とする」と学校法人としての目的を明確に示した。

上記を踏まえ、平安女学院大学学則（以下、「学則」という。）第 1 条に「本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神—『知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる』—を体得した人間を育成し、地域社会並びに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする」と規定しており、ここに平安女学院大学（以下、「本学」という。）の使命・目的を明示している。

3. 大学の個性・特色等

①身に付けてほしい「三つの能力」

本学の教育目的は、キリスト教の精神に基づく教育を通して、知性・自律性・感受性の資質を修得することにある。また、社会人として求められる総合的な能力を在学中に培うことが肝要である。特に、国際性・多様性が急速に進展する今日、学生生活を通して次の「三つの能力」を磨くことが求められる。

1. 豊かな教養と専門的な知識を身につけ、社会に貢献する力
2. 高い目標を掲げ、自ら進んで探究する力
3. 寛容と思いやりをもって他者と関わる力

については、これら「三つの能力」を身につけることを本学の教育目標とする。

②少人数による実践的教育

本学では、現代社会がかかえる課題解決に向けて貢献する人材の育成に取り組んでいる。社会的基礎力を涵養する目的から「ジェネリックスキル」を全学で必修科目とするとともに、1 年次及び 2 年次にクラス担任制を導入し、3・4 年次のゼミ指導と同等に、きめ細やかな個別指導を全学年で実施している。

また、フィールドワークによる実地調査やインターンシップによる現場実習などを通じて得た体験知識を、3・4 年次の少人数専門ゼミで専門的知識と結びつけるという実践的な指導を行っている。そのため、本学の教育課程には、専門教育科目の区分に実習科目を設定している。

③地域連携活動

本学では、各学部の特性に応じた地域連携活動を積極的に展開している。これは、本学の使命・目的である「地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成すること」を実現するための取り組みである。

国際観光学部では、国際観光都市である京都の中心にて国際社会や観光学を学ぶという特性を踏まえ、京都市と連携した修学旅行のボランティアガイド、日本三大祭のひとつである祇園祭のボランティア、京都市動物園の活性化への参画などに取り組んでいる。

子ども教育学部では、小学校教員や保育者を育成するという特性を踏まえ、高槻市と連携し、夏休みこども大学を開催している。また、高槻キャンパス内には、大学附属こども園や高槻市子育て支援拠点「どんぐりの森」施設を開設している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学は148年の歴史を刻み、教育を継承してきた。

平安女学院の起源は、明治8（1875）年、米国聖公会から派遣されたアメリカ人教師のエレン・ガードルード・エディが、大阪の川口居留地で女子生徒3人に英語を教えるため開いた『Miss Eddy's School（エディの学校）』にある。その後、明治13（1880）年に名称を照暗女学校（英語名：St. Agnes' School）と改め、明治27（1894）年には校地を京都の現在地に移し校名を「平安女学院」と改め、翌明治28（1895）年から学校を再開した。

「平安女学院」の校名は、ヨハネによる福音書14章27節「われ平安を汝らに遺す、わが平安を汝らに与う。わが与うるは世の与うる如くならず。」にて聖書が訴えている平和（＝平安）という願いをあわせた名である。

戦前期の学院の歩みは、下記の年表のとおりである。

年	事 項
明治 8（1875）年	Miss Eddy's School を大阪川口居留地に開校
明治 13（1880）年	校名を照暗女学校に改称
明治 25（1892）年	京都府より私立照暗女学校の設立認可
明治 27（1894）年	現在の京都キャンパス（京都市上京区）に移転
明治 28（1895）年	校名を平安女学院に改称 予備科、普通科、裁縫科、高等科（文学部、師範部）を設置
大正 4（1915）年	平安高等女学校の設立認可を受け、高等科に秘書部を増設する 聖三一幼稚園を開設
大正 10（1921）年	高等女学校を5年制とし、高等科に保姆部を増設する 聖三一幼稚園を平安幼稚園に改称
昭和 4（1929）年	高等科を専攻部（英文科3年、家政科3年、保育科2年）とする
昭和 16（1941）年	財団法人平安女学院設立

戦後、教育改革にともなう6・3・3制度の下で中学校、高等学校を設置するとともに、昭和25（1950）年に専攻部を昇格させ平安女学院短期大学（保育科・英文科）を開設した。翌昭和26（1951）年には私立学校法にもとづく学校法人として認可を受けている。その後、短期大学にキリスト教科、家政科を増設し、時代の要請に応じてきたが、昭和62（1987）年、京都キャンパスが手狭となったため、短期大学と幼稚園を現在の高槻キャンパス（大阪府高槻市）に移転した。

学院創立125周年を迎えた平成12（2000）年4月、びわ湖守山キャンパス（滋賀県守山市）に平安女学院大学（現代文化学部）を開学、平成14（2002）年には高槻キャンパス

平安女学院大学

の短期大学生生活学科を改組転換して生活環境学部を増設した。さらに、平成 17 (2005) 年 4 月にびわ湖守山キャンパスを高槻キャンパスに統合するとともに、現代文化学部の名称を人間社会学部に変更した。

その後、学部の再編に取り組み、平成 19 (2007) 年、京都キャンパスに国際観光学部（人間社会学部国際観光コミュニケーション学科の学部昇格）を開設するとともに、高槻キャンパスの 2 学科（人間社会学部福祉臨床学科と生活環境学部生活環境デザイン学科）を統合して生活福祉学部を開設した。

平成 21 (2009) 年 4 月には、生活福祉学部の保育士養成課程を発展・充実させ、新たに子ども学部として再編した。平成 27 (2015) 年度には、子ども学部子ども学科から、子ども教育学部子ども教育学科に名称変更した。

なお、短期大学部については、社会情勢等に鑑み、令和 3 (2021) 年度からの学生募集を停止し、令和 4 (2022) 年に在学生の卒業をもって廃止した。本学院では、高等女学校に保姆部を設置して以来、約 100 年間にわたり、保育者の養成に取り組んできたが、この役割は、子ども教育学部子ども教育学科に継承されている。

戦後の沿革は、以下のとおりである。

年	事 項
昭和 22 (1947) 年	平安女学院中学校を開校
昭和 23 (1948) 年	平安女学院高等学校を開校
昭和 25 (1950) 年	平安女学院短期大学（保育科、英文科）開学
昭和 26 (1951) 年	学校法人平安女学院設立認可
昭和 27 (1952) 年	短期大学キリスト教科増設認可
昭和 34 (1959) 年	短期大学家政科増設認可
昭和 41 (1966) 年	平安幼稚園を平安女学院幼稚園と改称
昭和 62 (1987) 年	短期大学と幼稚園を高槻キャンパスに移転
平成 6 (1994) 年	短期大学家政科を生活学科に名称変更
平成 10 (1998) 年	短期大学英文科を英語コミュニケーション学科に名称変更
平成 12 (2000) 年	平安女学院大学をびわ湖守山キャンパスに開学（現代文化学部現代福祉学科、同国際コミュニケーション学科の 2 学科を置く） 短期大学キリスト教科をキリスト教人間学科に名称変更
平成 14 (2002) 年	短期大学生生活学科を改組転換し、生活環境学部生活環境学科を開設。短期大学を短期大学部に名称変更
平成 16 (2004) 年	短期大学部キリスト教人間学科及び生活学科を廃止

平安女学院大学

平成 17 (2005) 年	びわ湖守山キャンパスを高槻キャンパスに統合 現代文化学部を人間社会学部に、現代福祉学科を福祉臨床学科に それぞれ名称変更 生活環境学部生活環境学科の学科名称を生活環境デザイン学科 に変更
平成 18 (2006) 年	人間社会学部国際コミュニケーション学科の学科名称を国際観光 コミュニケーション学科に変更
平成 19 (2007) 年	人間社会学部国際観光コミュニケーション学科を改編して国際 観光学部国際観光学科に（京都キャンパス）、人間社会学部福祉 臨床学科と生活環境学部生活環境デザイン学科を統合再編して 生活福祉学部生活福祉学科を設置（高槻キャンパス） 平安女学院幼稚園を平安女学院大学附属幼稚園に名称変更
平成 21 (2009) 年	生活福祉学部生活福祉学科を子ども学部子ども学科に改編（高槻 キャンパス） 短期大学部英語コミュニケーション学科を外国語文化学科に名 称変更
平成 22 (2010) 年	短期大学部外国語文化学科の学生募集を停止
平成 27 (2015) 年	子ども学部子ども学科を子ども教育学部子ども教育学科に名称 変更
令和 3 (2021) 年	短期大学部保育科の学生募集を停止
令和 4 (2022) 年	短期大学部を廃止

2. 本学の現況

・ 大学名

平安女学院大学

・ 所在地

京都キャンパス 京都市上京区武衛陣町 221

高槻キャンパス 大阪府高槻市南平台 5-81-1

・ 学部の構成

国際観光学部国際観光学科（京都キャンパス）

子ども教育学部子ども教育学科（高槻キャンパス）

平安女学院大学

・学生数

(令和5(2023)年5月1日現在)

学部	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍者数
国際観光学部	100名	450名	40名	52名	87名	142名	321名
子ども教育学部	80名	290名	55名	49名	72名	54名	230名
大学計	180名	740名	95名	101名	159名	196名	551名

・教員数

(令和5(2023)年5月1日現在)

学部	教授	准教授	講師	助教	合計	非常勤
国際観光学部	13	1	1	4	19	19
子ども教育学部	9	4	1	6	20	33
大学計	22	5	2	10	39	52

・職員数

(令和5(2023)年5月1日現在)

区分	専任職員	専任以外の職員	合計
大学計	24	25	49

※専任以外の職員には、嘱託職員、パート職員及び派遣職員を含む

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学では、建学の精神である「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」を踏まえて、大学の使命・目的及び学部の教育目的を学則第 1 条に下表 1-1-1 のとおりに定めている。【資料 1-1-1】

<表 1-1-1 大学の使命・目的及び学部の教育目的>

大学の使命・目的	本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神—『知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる』—を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。
国際観光学部の教育目的	国際観光学に関する専門的知識を涵養するとともに、異文化を理解しホスピタリティー精神に富む人間性豊かな人材の育成を目的とする。
子ども教育学部の教育目的	子ども学に関する高度な専門的知識と実践力を涵養するとともに、子ども教育・保育の分野に幅広く携わる人間性豊かな人材の育成を目的とする。

以上のとおり、本学では、使命・目的と教育目的を具体的かつ明確に示している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-1-1】平安女学院大学 学則 【資料 F-3】と同じ

1-1-② 簡潔な文章化

大学の使命・目的及び学部の教育目的については、表 1-1-1 のとおり簡潔な表現でその

内容を示している。

本学の使命・目的及び学部教育目的について、学生には『学生便覧』、入学志願者には『大学案内』、社会に対しては大学ホームページで広く周知を図っている。【資料 1-1-2】
【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-1-2】平安女学院大学ホームページ（建学の精神・教育目的）

<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/>

【資料 1-1-3】2022 年度学生便覧 【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-4】CAMPUS GUIDE BOOK 2023 【資料 F-2】と同じ

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、「Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」の「3. 大学の個性・特色等」で記載したとおりである。

また、各学部では、「地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成」（学則第 1 条抜粋）を実現するために、それぞれの学問分野の特性に応じた実践的教育と地域連携活動に取り組んでいる。

国際観光学部のキャンパスは、世界的にも人気の高い観光都市・京都の中心地に所在している。キャンパス周辺には、寺社や仏閣等が集積しており、国内外の観光客が日常的に多く、国際社会や観光学を学ぶには、抜群の環境にある。このロケーションを活かした内容のフィールドワークや地域連携活動を実施している。

子ども教育学部では、卒業後の進路として、小学校教員や保育者を想定しており、子育てや教育に関する取り組みを実施している。教育実習や保育実習等の免許・資格に係る授業以外に、子どもを対象としたボランティア活動などの機会を設けている。

以上のとおり、本学及び学部の使命・目的は、本学の個性・特色を反映したものであり、学生や社会に広く周知している。

1-1-④ 変化への対応

大学の使命・目的及び学部教育目的、三つのポリシーなどについては、毎年度、学部教授会や各種委員会での検討を経て、自己点検・評価委員会で全学的に見直しなどを行っている。

令和 2（2020）年度には、子ども教育学部の教育課程に心理学系の科目等を追加するにあたり、カリキュラム・ポリシーを変更した。また、令和 4（2022）年度に、三つのポリシーを点検・評価する際には、その前提となる教育目的等も含めて包括的に確認を行った。

なお、2 年後の学院創立 150 周年を控え、令和 5（2023）年度中に、学長のもとで、本学の原点である建学の精神を踏まえつつも、社会情勢の変化に対応した学部学科の編成の在り方について検討を加えていく計画である。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、大学の使命、目的及び教育目的については学則上で具体的に明文化し、大

学のホームページなどで公表しており、その表現は一貫したものとなっている。

ただし、148年の歴史を有する本学院が、今後、社会情勢の変化に対応した学部学科の再編成などに取り組む場合、積み重ねてきた歴史の検証とステークホルダーの合意形成が必要となる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2の自己判定

基準項目1-2を満たしている。

(2) 1-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学院では、キリスト教の精神に基づく教育を継承していくために、学校法人平安女学院寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第6条第2項にて「理事はキリスト教を尊重する者でなければならない。」と規定している。また、教職員の入職時には、キリスト教の精神に基づく教育方針への誓約書の提出を求めている。従って、役員及び教職員からは、キリスト教の精神を踏まえた建学の精神や大学の使命・目的等への賛同が前提となっている。ただし、役員と教職員のいずれにおいてもキリスト教信徒であることを要件とはしていない。【資料1-2-1】

大学の使命・目的や学部の教育目的等の見直しについて、令和4（2022）年度までは、自己点検・評価委員会において、教育活動の状況や学生の実態、自己点検評価の結果、IR (Institutional Research)情報、社会情勢等を総合的に勘案して変更案を作成してきたが、令和5（2023）年5月からは、教授会での協議に先立ち、学長をはじめ、副学長や学部長、事務室部長等で構成する大学執行部会でも確認することとなった。

※エビデンス集（資料編）

【資料1-2-1】学校法人平安女学院 寄附行為 【資料F-1】と同じ

1-2-② 学内外への周知

学生に対しては、『学生便覧』に建学の精神、大学学則（使命・目的）、教育目的などを掲載し、周知している。また、1年次のオリエンテーションでは、教務関係事項や学生生活などとあわせて、本学の使命・目的や所属学部の教育目的等を説明している。【資料1-2-2】

教職員に対しては、入職時に各種資料で理解するよう促している。また、礼拝への参加

や会議前後の祈祷（または黙祷）により、キリスト教主義の教育機関であることを日常的に認識し、理解が深まるよう努めている。

外部に向けては、ホームページや大学案内などに掲載し、周知している。【資料 1-2-3】 【資料 1-2-4】

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-2-2】 2022 年度 学生便覧 【資料 F-5】 と同じ

【資料 1-2-3】 大学ホームページ（建学の精神・教育目的） 【資料 1-1-2】 と同じ

<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/>

【資料 1-2-4】 CAMPUS GUIDE BOOK 2023 【資料 F-2】 と同じ

1-2-③ 中長期的な計画への反映

令和 2（2020）年 3 月開催の理事会では、『学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（2020～2024 年度）～学院創立 150 周年に向けて～』を承認した。同計画の冒頭では、建学の精神を確認するとともに、キリスト教の精神に基づく教育が本学院の教育活動の前提となることを表明している。

なお、過年度の計画である『第 2 次中期計画（2015～2019 年度）』についても、本学院の基本方針として、建学の精神、寄附行為第 3 条に定める教育目的を明示したものであった。【資料 1-2-5】

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-2-5】 学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、建学の精神及び教育目的を踏まえて、三つのポリシーを定めている。

大学全体のディプロマ・ポリシーに、「建学の精神である『知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる』を体得した人間」と記載しており、このディプロマ・ポリシーを実現すべく、国際観光学部、子ども教育学部それぞれのディプロマ・ポリシーにおいて、身につけるべき技能・知識について具体的に明示している。【資料 1-2-6】

各学部のディプロマ・ポリシーをもとに、本学の使命・目的を反映したカリキュラムを実現するために、科目群の特長について定めたカリキュラム・ポリシーに則りカリキュラムを編成している。

本学の使命・目的及び教育目的は、このようにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに反映されており、その使命、教育目的の実現が可能な学生を選抜するため、アドミッション・ポリシーを策定している。

また、三つのポリシーは、学部教授会や各種委員会での検討を経て、自己点検・評価委員会です学的な見直しを図っており、その際には、教育目的やアセスメント・ポリシーも含めた包括的な検証を行っている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 1-2-6】平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） 【資料 F-13】と同じ
<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html>

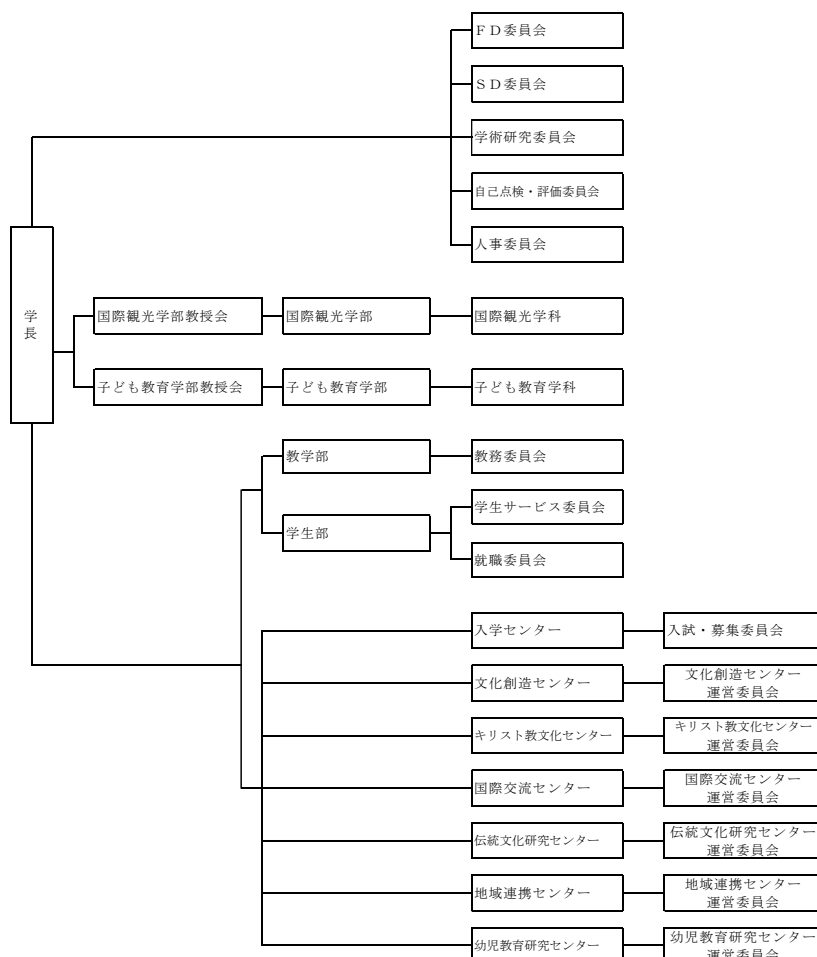
1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の使命・目的である「地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成すること」の実現のために、国際観光学部と子ども教育学部を設置している。

また、大学の使命・目的及び学部教育の実現のために、各種委員会、教育研究組織を設置している。本学の教育研究組織は、表 1-2-1 に示すとおりである。

大学の教育資源を広く社会に還元し、地域社会の教育・文化の向上に資することを目的とする附属施設として、キリスト教文化センター、国際交流センター、地域連携センター、幼児教育研究センター、文化創造センター、伝統文化研究センターを設置している。

表 1-2-1 平安女学院大学運営組織図



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

創立 150 周年を控え、令和 5（2023）年度に建学の精神を再確認した。これを受けて、学長のもとで、学部の教育目的や三つのポリシー等の検討を進めている。あわせて、社会情勢の変化や本学の置かれている現状等を踏まえ、今後のあり方を検討する。

なお、学内外に向けては、本学の使命・目的及び教育目的を周知するとともに、中期計画への反映を実行していく。また、教育研究組織の構成については、大学の使命・目的及び各学部の教育目的を達成するために継続的に点検し、必要に応じて変更していく。

【基準 1 の自己評価】

本学は建学の精神を踏まえた使命・目的・教育目的を学則等に簡潔な文章で規定している。使命・目的及び教育目的については、社会情勢や状況に対応するとともに、法令などの変更にも対応し、必要に応じてその見直しを行っている。

また、本学の使命・目的及び教育目的については、ホームページへ記載するなど多様な媒体を使って学内外への周知徹底を図っている。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学では、建学の精神、教育目的等に基づき、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を学部ごとに以下のとおりに定め、令和 6（2024）年度の入試ガイド、募集要項、大学ホームページに明示している。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

表 2-1-1 学部の入学者受入れの方針

<p>国際観光学部の 入学者受入れの方針 (アドミッション・ ポリシー)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリックスキル、ホスピタリティ・マインドを身に付け、観光に関わる専門的知見を通して、社会に貢献したいという思いを強く有する方。 ・国際的な視野から現代社会を捉え、将来海外で活躍したいと考えている方。 ・観光の楽しみ方を学びつつ、人間の文化や社会についての知見を深め、豊かな人生を送りたいと考える方。
<p>子ども教育学部の 入学者受入れの方針 (アドミッション・ ポリシー)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関わるのが好きで、子どもの成長や発達、発達支援、子どもの教育に強い関心がある方。 ・子どもの多様な経験に理解を示し、家庭や地域の子育て支援に強い関心がある方。 ・知識や技能を習得し、開かれた社会性と向上心を持って何ごとにも意欲的に取り組むことができる方。 ・保育・児童福祉・学校教育の現場で専門職として社会に貢献する意欲が強い方。

入学者受入れの方針に関しては、大学ホームページ、入試ガイド等に記載し広く学外に周知を図っている。また受験生に対しては、対面での情報提供を重視し、進学相談会、オープンキャンパス等の際に詳しく説明を行っている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-1-1】 2023 年度入試ガイド 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-2】 2023 年度入試募集要項 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-3】 平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） 【資料 F-13】 と同じ

<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html>

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

本学では、入学者受入れの方針に沿った学生を受け入れるために、多様な入学者選抜方法を実施している。

総合型選抜入試（オープンキャンパス参加型、事前課題型、探求・活動実績型、語学研修・留学経験型）、学校推薦型選抜入試（学内推薦、協定校、指定校推薦、公募推薦）、キリスト教推薦入試、同窓生推薦入試、茶道特別推薦入試、一般選抜入試（一般、大学入学共通テスト利用型）、社会人入試、帰国生入試、外国人留学生入試を実施している。特に、総合型選抜ではアドミッション・ポリシーを踏まえたテーマを受験生の課題として設定し、面接を行い選考している。協定校入試、指定校推薦入試では、対象となる高等学校の協力のもと、本学の教育方針に理解のある入学者を求めている。【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】

各試験の概要は次の通りである。

表 2-1-2 令和 6（2024）年度入試の種別及び概要

	入試種別	入試の概要
総合型選抜入試	オープンキャンパス参加型 （Ⅰ期～Ⅴ期）	オープンキャンパスでの体験授業で出された提出課題及び受験生と本学の教員が面談を通して、学ぶこと、教えることについて相互に確認し、自分にあった進路を的確に選んでもらうための対話で進める入試制度。
	事前課題型 （Ⅰ期～Ⅴ期）	各学部があらかじめ入学者受入れの方針に沿って示した提出課題及び受験生と本学の教員が面談を通して、学ぶこと、教えることについて相互に確認し、自分にあった進路を的確に選んでもらうための対話で進める入試制度。
	探求・活動実績型 （Ⅰ期～Ⅴ期）	高等学校の教育課程内外問わず探求活動に取り組んだ方や、各分野で優れた成績を修めた方、学校や社会に貢献した具体的な成果を持つ方が、その成果と経験を活かし本学入学後も各学科においてさまざまな課題に取り組む意欲を本学教員との面談を通してアピールしていただく入試制度。
	語学研修・留学経験型 （Ⅰ期～Ⅴ期）	高校生活において、海外語学研修もしくは留学を経験し、本学入学後も「語学留学プログラム」を利用し語学留学に挑戦する意欲を本学教員との面談を通してアピールしていただく入試制度。

平安女学院大学

学校推薦型選抜入試	学内推薦 (CS・A・B)	本学の教育方針を積極的に受け止め、本学を第一志望とし、学生生活のさまざまな場面で中心的となりうる人物の入学を目的とした入試。平安女学院高等学校の学校長の推薦を受けた女子について、書類審査（調査書等）及び面接で選考する。
	指定校推薦 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	本学の教育方針を積極的に受け止め、本学を第一志望とし、学生生活のさまざまな場面で中心的となりうる人物の入学を目的とした入試。本学が指定した高等学校の学校長の推薦を受けた女子について、書類審査（調査書等）及び面接で選考する。
	公募推薦 (A・B・C)	出身学校長の推薦を受けた女子について、基礎学力試験または面接と書類（調査書）で選考する。
その他推薦選抜入試	キリスト教推薦	キリスト教教育に深い理解を示し、キリスト教系の高等学校の宗教主事・チャプレン（牧師・神父・司祭）の推薦を受けた女子、またはキリスト教会の牧師・神父の推薦を受けた女子について、面接で選考する。
	同窓生推薦 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	20歳以上の同窓生（本学院の幼稚園以外の卒業生）により推薦を受けた女子について面接で選考する。
	茶道特別推薦 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	茶道裏千家指導者の推薦を受けた方を対象とし、面接により合否を判定する。
一般選抜入試	一般 (A・B・C・D)	受験生を広く募り、学科試験または面接で選考する。
	大学入学共通テスト 利用型 (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期・Ⅳ期)	大学入学共通テストにおいて、本学が指定する科目のうち、高得点の2科目または1科目の点数で選考する。
その他選抜入試	社会人 (Ⅰ期・Ⅱ期)	高等学校を卒業後、社会において3年以上の経験（主婦としての経験も含む）を有する女子を対象とする入試。小論文、面接により選考する。
	帰国生	外国に継続して2年以上滞在し、その国または日本において高等学校を卒業し、出願時点で帰国後2年以内の女子を対象とした入試。小論文、面接により選考する。

	外国人留学生 (国内出願) (Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)	外国において学校教育における 12 年の課程を修了し、その国において大学入学資格を有する女子（もしくは本学において同等以上の資格を有すると認められる女子）であり、日本語で行われる授業を理解できる十分な日本語能力があり、「出入国管理及び難民認定法」による「留学」の在留資格を有し、出願時に日本国内に居住している女子を対象とした入試。書類審査と日本語作文および面接により選考する。
--	--------------------------------	--

また、本学の学生受入れの特色として、国際観光学部の 3 年次に提携先の大学から受け入れる交流留学生編入学試験の制度がある。【資料 2-1-6】

表 2-1-3

入試種別	入試の概要
交流留学生編入試	本学の提携先である、中国・台湾の 6 大学の学生を対象にした秋学期からの編入学制度である。書類審査を経て現地での筆記試験及び面接により選考する。

ここ 5 年の交流留学生の編入学生数は以下の通りである。令和 2 (2020) 年度、令和 3 (2021) 年度はコロナ禍の影響により、合格者はいたものの入国ができず、結果 0 人となっていたが、令和 4 (2022) 年度には 4 人の留学生を受け入れた。

表 2-1-4

	2018 年 9 月	2019 年 9 月	2020 年 9 月	2021 年 9 月	2022 年 9 月
交流留学生 編入学者数	5	3	0	0	4

各試験の入試方法や募集人員については、文部科学省高等教育局から年度毎に通知される「大学入学者選抜実施要項について」に従って決定している。入試の実施は、入学センターが各学部と連携して実施している。なお、合否判定については、各学部教授会にて審議している。試験問題作成に関しては、入試問題作成委員会を開催し、委員長及び担当教員を決定し、主担当教員を中心に問題作成している。

また、これらの入学者選抜方法については、大学案内、入試ガイド、募集要項、ホームページなどに掲載している他、進学相談会やオープンキャンパスなどで、個々の受験生から入試種別について入学センター職員が相談を受け、その詳細を説明している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-1-4】 2023 年度入試ガイド【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-5】 2023 年度入試募集要項【資料 F-4】と同じ

【資料 2-1-6】 平安女学院大学国際観光学部 2022 年度 交流留学生編入学試験要項

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 5（2023）年度の入学定員は国際観光学部が 100 人、子ども教育学部が 80 人、編入学定員は国際観光学部が 10 人であり、収容定員は国際観光学部が 450 人、子ども教育学部は 290 人、大学合計では 740 人である。

令和 5（2023）年度の大学全体入学者数は 95 人であり、充足率は 52.8%になった。学部ごとでは、国際観光学部は 40.0%、子ども教育学部は 68.8%となった。

収容定員充足率は、大学全体として 74.5%となっている。次年度以降においてはコロナ禍を乗り越えてきた少人数教育の利点をより推し進め、入学定員充足率を前年度と同じ値まで回復を図るための対策を講じる。

なお、国際観光学部における入学者の減少は、コロナ禍のもとで観光産業の弱さが連日報道され、航空会社、ホテル、旅行会社などの新卒者採用が見送られたこともあって、観光や語学系への進路が敬遠されたことも要因となっていると考える。

また、子ども教育学部における入学者の減少は、教育現場の過重労働の実態報道などによる教員養成系学部への志願減が一因とも考えられる。また、コロナ禍において、保育士養成機関で実習に行けないまま卒業して保育園に就職した学生の事例が報道されるなど、保育士養成にとってマイナスイメージが拡散したことも影響していると思われる。さらに本学部の魅力のひとつである短期の児童英語研修留学制度（キッズイングリッシュ研修）や長期留学制度についても、コロナ禍で実施できないこともマイナス要因と考えられる。

表 2-1-5 入学者数及び入学定員充足率の状況（過去 5 年間）

学部		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
国際観光学部	入学者数	114	110	76	54	40
	入学定員	90	110	110	110	100
	入学定員充足率	126.7%	100%	69.1%	49.1%	40.0%
子ども教育学部	入学者数	53	54	75	49	55
	入学定員	90	70	70	70	80
	入学定員充足率	58.9%	77.1%	107.1%	70.0%	68.8%
大学合計	入学者数	167	164	151	103	95
	入学定員	180	180	180	180	180
	入学定員充足率	92.8%	91.1%	83.9%	57.2%	52.8%

表 2-1-4 在籍者数及び収容定員充足率の状況（過去 5 年間）

学部		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
国際観光学部	在籍者数	358	417	419	397	321
	収容定員	380	400	420	440	450
	収容定員充足率	89.5%	104.3%	99.8%	90.2%	71.3%
子ども教育学部	在籍者数	221	229	249	230	230
	収容定員	360	340	320	300	290
	収容定員充足率	65.0%	67.4%	77.8%	76.7%	79.3%
大学合計	在籍者数	579	646	668	627	551
	収容定員	740	740	740	740	740
	収容定員充足率	78.2%	87.3%	90.3%	84.7%	74.5%

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学全体として、収容定員を充足することが目標である。令和 6（2024）年度入試においては、学納金減免制度の充実や高大連携の拡大、留学生確保などの方策を実施する。

また、学部教員と入学センター職員とで連携を密に取りながら大学の認知・信頼度の向上に努め、高大連携を強化することで収容定員の充足を図る。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学では、教職協働の学修支援体制として、教務委員会の構成員を両学部学科等の教員の他、大学事務室教務チームの課長を委員として任命することを委員会規程において定めており、教員だけでなく職員の視点での意見等を取り入れた運営を行っている。

また、1・2 年次生は「ジェネリックスキル」の担当教員が、3・4 年次生は「専門演習」の担当教員が、それぞれ学生の担任となり、学生の履修登録の相談やレポートの書き方の指導、ボランティア活動の支援等、正課内、正課外において、学生にとって一番身近で頼

りになる支援者となっている。担任は、学生からの相談内容に応じて、大学事務室の各事務部署の職員と連携し、当該学生に適切な支援が行えるよう体制を構築している。

例えば、本学では学期ごとに学期開始から 4 週目に授業の欠席者調査を実施している。担任は、各授業担当者が自ら受け持つ学生の出席状況を確認し、2 回以上欠席している科目が 3 科目以上ある場合には、当該学生と面談し、必要に応じて指導を行うとともに、教授会で学部全体の状況を確認している。各学部での状況は、教務委員会にて教務委員より報告がなされ、大学事務室の教務チームとも情報を共有している。

さらに、本学では 2 学期または 3 学期連続して GPA(Grade Point Average)が 1.00 未満である学生を成績不振の学生としており、対象となる学生について、各学期の成績処理の完了後に教務チームから各担任へ連絡している。担任は当該学生との面談を行い、学部教授会で学部全体の状況を確認している。

各キャンパスにおける支援体制は、国際観光学部では、京都キャンパスの大学事務室教務チーム内に学部事務担当の職員を配置し、学部教員と連携しながら学部の特色ある学びである観光系のフィールドワークの支援等を行っている。

子ども教育学部を設置している高槻キャンパスでは、大学事務室の組織に実習支援チームを置き、子ども教育学部の教育実習や保育実習など学外での様々な実習を実習担当の教員とともに支えている。【資料 2-2-1】

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-2-1】 教務委員会規程

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

本学では TA (Teaching Assistant) などの制度は設けていない。

学生への学修支援としては、教員が執務室に待機して相談に応じるオフィスアワーの時間を週 1 回以上設定するようにしている。オフィスアワー制度の内容については年度当初に学生に配布する学生便覧に記載しており、各教員のオフィスアワーの時間帯については、教員勤務時間割振表（京都キャンパス：室町館 合同教員執務室（M205）前、高槻キャンパス：1 号館 事務室（1-110）前）に掲示し、学生に周知している。また、専任教員、特任教員は、授業の合間等の空き時間であれば、オフィスアワーの時間帯に限らず、学生の個別の質問や相談に対応している。

非常勤講師には大学から付与したメールアドレスで、学生からの質問等への対応を依頼している。なお、コロナ禍における授業の対策として令和 2（2020）年度より遠隔授業の開始に伴い、遠隔授業関係のコミュニケーションツール（UNIPA [UNIVERSAL PASSPORT] の「授業 Q&A」機能や Microsoft Teams のチャット機能等）を活用した学修支援を実施している。【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】【資料 2-2-4】【資料 2-2-5】

配慮を要する学生に対する支援については、各学部学科で配慮が必要な学生に対して担任教員が相談窓口となり、個別対応しているのが現状である。そのような学生については、学部教授会等で情報を共有、検討し、対応を行っているが、より適切な対応を行うために、令和 4（2022）年度は高槻キャンパスにおいて、合理的配慮の内容の決定の手順等に関する SD(Staff Development)を実施した。【資料 2-2-6】

休学、退学等の学籍異動に対する支援としては、異動を希望する学生に担任教員が面談し、経済的な理由の場合には奨学金制度について説明する等、学生の事情に応じた支援を行っている。しかし、休学、退学の意思が固く、やむをえない事情の場合には、担任教員の指導経過報告書とともに教務委員会、教授会で審議をしている。退学理由としては「就学意欲の低下」が退学者の約半数（11人/21人）を占めており、次いで「経済的困窮」（3人/21人）、「進路変更（就職）」（3人/21人）、「進路変更（他の教育機関への進学）」（2人/21人）、「その他」（2人/21人）となっている。【資料 2-2-7】

現在、実施している休学、退学への対策としては、長期の欠席を未然に防止するために、欠席者調査を学期開始後 4 週目に実施している。その時点で欠席を繰り返している学生に対しては担任教員から連絡をとり、事情を聞いて、必要な指導をして、出席を促している。また、2 学期連続して GPA が 1.00 未満の学生に対しては、担任教員が指導、助言を行っており、それでも修学意欲を示さず 3 学期連続して GPA が 1.00 未満である場合（通算 GPA が 1.00 以上である場合は除く）は、学生が自身の進路を見直すきっかけとするために退学の勧告を行うことがある。【資料 2-2-8】【資料 2-2-9】

また、留年（卒業延期）者については、卒業判定教務委員会で個々の学生の留年（卒業延期）理由を確認しており、卒業の目途についても同時に確認している。

※エビデンス集（資料編）

- 【資料 2-2-2】2022 年度 学生便覧 【資料 F-5】と同じ
- 【資料 2-2-3】2022 年度 教員出校日一覧表
- 【資料 2-2-4】2022 年度非常勤講師の手引き（京都キャンパス）
- 【資料 2-2-5】2022 年度非常勤講師の手引き（高槻キャンパス）
- 【資料 2-2-6】2022 年度 FDSO 資料・合理的配慮（修正版）
- 【資料 2-2-7】令和 4（2022）年度 学籍異動状況集計
- 【資料 2-2-8】2022 授業多欠者への対応について（お願い）
- 【資料 2-2-9】成績不振学生等に対する早期発見・早期支援対策と「退学勧告」

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

特別な配慮を必要とする学生については、情報を組織的に共有し、合理的配慮など当該学生に必要な支援をどの部署でも出来るようにするとともに、特別な配慮を必要とする学生への支援について今後とも FD（Faculty Development）や SD を通じて理解を深めるよう努める。

学生の退学、休学、留年（卒業延期）等について、その実態および原因を把握しているが、入学試験区分や入学後の受講状況等についても分析し、その改善方策等について学部と入学センターとが連携して対応に当たる。

また、様々な背景を持つ学生に対する学修支援の組織的体制として、令和 6（2024）年度より、現在の学生相談室の機能を強化し、学生相談室・障害学生支援室（仮称）とともに、合理的配慮に係る委員会を設置し、本学での合理的配慮の流れを確立する。さらに、大学の学修に課題を抱える学生に対して、各キャンパスにラーニングサポートセンターを整備する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学では、学生の就職活動を継続的に支援するため、全学的な進路支援体制を整えている。この体制の中核的組織として、就職委員会を設置しており、就職部長、学長によって委嘱された教職員、キャリアサポートセンター課長の委員で構成されている。委員会は月に一度開催し、学生の活動状況を共有しながら、就職支援に関する事項について協議し、支援内容の充実と向上に取り組んでいる。【資料 2-3-1】

保護者への就職に関する情報共有や理解促進はますます重要視されており、本学では、学部・学科とキャリアサポートセンター合同で、年に一度、「保護者就職懇談会」を全学的な取組として開催し、時代に即した最新情報や取組について保護者の方々に具体的な情報を供している。その中で個別相談会も実施しており、教員、キャリアサポートセンター職員が保護者との面談を通じて、本学の教育方針や就職支援体制について理解を深めていただくとともに、学生の将来のキャリア形成に向けた具体的なアクションプランを考える上での手助けとなる場としている。

【国際観光学部】

国際観光学部では、学生の卒業後の進路選択やキャリア形成に向けた準備を支援することを目的に「キャリアデザイン（旧名称：女性のキャリア形成）」「秘書トレーニング」「数的処理Ⅰ～Ⅲ」などの科目を設けている。また本学の特徴的な授業として社会で求められる基本的な能力やスキルを総合的に養い、学生が将来の社会人として活躍するために必要な能力を身につけることを目的とした「ジェネリックスキル」科目を設けている。【資料 2-3-2】

例年、国際観光学部の学生は、エアライン、ホテル、旅行業などの観光系企業への就職を希望する割合が多い。エアライン業界への就職も視野に入れ、専門科目の「エアラインサービス論」「エアラインビジネス論」では、実地体験も重視しており、空港見学プログラムを実施し、学生の知識をより深めるための工夫を行っている。金融系志望の学生に対しては、金融関連資格取得対策講座（「日商簿記」「FP（ファイナンシャル・プランニング）技能検定」「一種外務員資格試験」）を提供し、学生が資格試験を取得するだけでなく、業界や職種を理解を深める機会としている。

またキャリアサポートセンターと4年次生の担任は常に情報共有を図り、業界の現状や学生の動向について詳細を把握し個々の支援に役立てている。学生の興味志向の変化に対応すべく、教職員間での情報共有、円滑な連携による支援の充実に繋げている。

その他、保健室や学生相談室と連携して、支援の強化に取り組んでいる。コミュニケー

ションが苦手な学生などへの対応にも力を注いでおり、就職活動に不可欠な自己分析や就職相談を中心に、カウンセラーと情報を共有しながら積極的な支援を行っている。

【子ども教育学部】

子ども教育学部では、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭の養成を主な目的としており、それぞれに保育実習、幼稚園教育実習、小学校教育実習、中学校教育実習を課している。また、保育現場や教育現場の実際を体験し、自分が将来就きたい職業の現場の活動を知るための科目として、1年次に「体験実習Ⅰ」を、2年次に「体験実習Ⅱ」を開講している。【資料 2-3-3】

学生はこれらの科目の体験を通じて自己の目標を見直し、学習の意味について自ら考え、4年間の学習の方向付けと卒業後の進路を見通すこととしている。各実習は、単に免許・資格取得のためだけではなく、教諭・保育士が現場でどのような働きをしているかを十分確認することによって、学生の職業観や就労意識を向上させるためにも重要と位置づけている。そのため、キャリアサポートセンターでは、実習先施設の情報提供などを通して、学生が各実習から就職活動へと連続的にまた効果的に推移できるように支援している。

また、公立学校教員・公立保育所保育士をめざす学生を対象に「アグネス塾」を開催している。講義内容は一般教養科目（算数・理科・論文・思考判断）、教職教養科目、面接対策、実技対策、英検（実用英語技能検定）・漢検（日本漢字能力検定）対策となっている。【資料 2-3-4】将来の進路希望については前述の通りであるが、昨今の学生の職業観や志向の多様化によって、一般企業への就職を希望する学生も一定数存在している。キャリアサポートセンターでは、企業就職希望者に対して、十分な就職活動が行えるよう3年次生より就職講座等の実施や面談を行い、個々の学生の状況についての把握に努め、常時、教員と情報共有しながら支援を行っている。保育職や一般企業への就職が困難な学生には、必要に応じて障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所など外部の機関とも連携をとっている。その際には、本人及び保護者との丁寧なカウンセリングのほか、ゼミ担当教員との情報共有、相談も密に行い、個々の学生の希望に添ったより良い進路選択ができるよう支援を行っている。

【キャリアサポートセンター】

キャリアサポートセンターは、京都キャンパスに3人、高槻キャンパスに2人の職員体制である。両キャンパスともに国家資格キャリアコンサルタントの有資格者を含めた職員配置であり、学生の就職支援に専門知識を活かしている。センター内では、さまざまな資料を業種別に整理し、学生が自由に閲覧できる環境を整え、企業、幼稚園、保育所、福祉施設など多様な業種の情報を提供している。就職活動専用のパソコンや就職関連図書、各種就職情報サイトの資料なども設置しており、学生が事業所やウェブ上の情報を常に検索できる環境を完備している。本学学生専用の求人検索システムとして、「求人検索ナビ」を導入し、学内外から最新の求人票閲覧や支援情報等を確認することができる。

またキャリアサポートセンターでは、就職ガイダンス・就職講座の実施、個別のキャリア相談や模擬面接、就職活動の指導、求人情報の提供及び求人開拓、各種資格検定取得支援講座や団体受験の実施等を行っている。なかでも、就職ガイダンスや就職講座は、企業就職志望者

向けと保育職就職志望者向けの二つを展開しており、所属学部や希望する就職先の特性に応じた内容を提供している。なおガイダンス・講座は録画し、欠席者には後日、録画映像の視聴を可能としている。【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】

昨年のコロナ禍により、希望していた業界での就職見込みが立たず、新たなキャリアの選択を余儀なくされた学生に対しては、適切な進路を見つけるサポートをするため、学生のニーズを十分にヒアリングし、様々な業界に関する情報やリソースを提供した。さらに、コロナ罹患学生には、学生の健康と安全を最優先に考えながら、ウェブ上での細やかなやり取りを通じて学生が選考に最善の状態に臨めるよう支援に努めた。

就職講座の提供においては、特に以下の2つのポイントを重視している。

1. 学生参加型のグループワークやディスカッション形式を積極的に取り入れ、学生が自ら考え、主体的に行動することを促すこと。
2. 卒業生や在学生の内定者、企業の人事担当者など、最前線で活躍している方々をゲストスピーカーとして招聘し、学生に実際の経験や知見を伝えるとともに、社会の先輩方との交流の機会を提供すること。

上記の取組により、学生は自ら考える力を養い、能動的に学ぶことができ、また、ゲストスピーカーとの交流を通じて現実の社会における様々な視点や価値観を知ることができる。

その他、重視している点は次の通りである。

・丁寧なカウンセリング

職員が常駐して、学生一人ひとりの顔と氏名、個別事情と活動状況を把握し、丁寧にカウンセリングを進めている。面談は予約を基本とし十分な面談時間を確保できるよう配慮している。

・資格取得支援

資格取得対策講座や学内団体受験実施に加え、令和元（2019）年4月より資格取得奨励奨学金制度として資格チャレンジ制度を設けている。毎年、両キャンパスともに複数人が利用し奨学金を授与している。【資料 2-3-7】

・柔軟な支援形式

対面での支援に加えてウェブやチャット形式での支援も継続している。オンライン上での選考やグループワーク、面接対策などの支援活動を充実させることにも努めている。個人面談や添削などもオンライン上で幅広く対応できるようにし、学生の個別のニーズに合わせた最適な方法でサポートしている。

・プレイスメントブック(就職活動ガイドブック)の提供

学生が就職活動において必要な情報を掲載した冊子を作成することで、活動をサポートする補助的なツールを提供している。【資料 2-3-8】

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-3-1】 就職委員会規程

【資料 2-3-2】 2022 年度 国際観光学部時間割

【資料 2-3-3】 2022 年度 子ども教育学部時間割

【資料 2-3-4】 2022 年度アグネス塾資料

【資料 2-3-5】 就職講座予定表 国際観光学部

【資料 2-3-6】 就職講座予定表 子ども教育学部

【資料 2-3-7】 資格取得奨励奨学金—資格チャレンジ制度—

【資料 2-3-8】 プレイスメントブック

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

インターンシップをはじめとするキャリア形成支援に係る産学協働の取組みが 4 つの類型に整理され、大学等が一層積極的に関与することが求められてきており、インターンシップに係る支援を強化する。また学生と企業のマッチングの機会を提供する等のサポート体制の構築を図り、学生が早期段階から社会との接点を持つ機会を得ることで自己の職業適性や将来設計について考え、各自が明確な課題意識と具体的な目標を持てる機会を設ける。昨今の職業の種類や企業等の業種・規模・業務内容等の多様化、雇用情勢の変化に柔軟に対応できるよう、学部との連携を図りながら早期からの体系的なプログラムを構築し、多様な職業・進路選択ができるよう支援体制を強化する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活支援の中心的な組織として、学生サービス委員会を設置している。構成員は、学生部長、学生部副部長、学生部主幹、学長によって委嘱された教職員、学生サービスチーム課長である。奨学金や経済支援、課外活動など学生の厚生補導に関する事項の協議と、学生会の動向や日常的な学生生活の状況等について定期的（月 1 回）に情報交換を行っている。特別な配慮を要する学生の受け入れについては、学生や保護者から提出された申請書を基に学部が援助体制を構築している【資料 2-4-1】

教員組織としては、クラス担任制度（1、2 年次、3、4 年次はゼミ担当者）を取り入れ、担任が学生生活全般の相談に応じている。例えば、学修支援に関することや、服装・容儀に関する指導、通学に関する指導、教室内の美化に関する指導、学生会活動・行事への参加指導、学外行事への参加、アルバイトに関する指導を行なっている。【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】

事務組織については、学生サービスチームの事務職員が、奨学金や経済支援、学生会活動、クラブ・委員会活動など、学生生活全般にわたって支援している。

令和 4（2022）年 5 月 1 日現在、国際観光学部には 7 人（うち中国からの交流留学生 1 人）、子ども教育学部には 1 人の留学生が在籍している。また令和 4（2022）年度秋学期には新たに 2 人の交流留学生が来日した。交流留学生に対しては中国語を母語とする教員が

担当者となり、留学生の生活指導（日本の習慣への適応を含む）と、日本語能力の向上に関する支援を行っている。事務職員は入国の手続きや来日後の各種手続きの支援を行い、居住先や生活に関する支援、教学に関するオリエンテーションを行っている。来日初日には大学において歓迎会を行い、また各種行事にも参加を促し学生・教職員との交流を深めている。【資料 2-4-4】

国際観光学部における海外への留学支援としては、学部教員と事務担当者が、出国までの書類作成のフォローアップや留学中のトラブルに対するアドバイスを、メールなどを通して行っている。留学プログラムにおける経済的支援としては、英語圏で 120 万円、中国語圏で 60 万円の貸与を行い、本学を卒業した場合には返還免除となっており、実質上給付型の奨学援助となっている。【資料 2-4-5】

子ども教育学部では、ニュージーランド国立ワイカト大学と教育学術連携を締結し、キッズイングリッシュ研修プログラムを実施している。本プログラムに参加する学生には、経済的支援として 20 万円の奨学金を貸与し、卒業した場合には返還を免除している。ただし、令和 4（2022）年度の実施は見送られた。

本学独自の経済支援としては、授業料減免制度があり、入学初年度の秋学期の学費を半額免除している。一定の家計基準は設けており、国際観光学部（52%）、子ども教育学部（53%）と両学部とも 5 割程度の学生が対象となっている（令和 4（2022）年度実績）。

【資料 2-4-6】

学費支弁が難しい学生に対しては日本学生支援機構、地方自治体の奨学金や貸付、民間教育ローン等による学資獲得を提案している。令和 2(2020)年度から始まった「高等教育の修学支援新制度」の令和 4(2022)年度対象者は、国際観光学部 72 人（18.1%）、子ども教育学部 39 人（16.9%）とも 2 割近くの学生が対象となっており、収入が少ない家庭にとって、非常に有益な制度となっている。

本学で対応している奨学金制度の概要は次の通りである。

表 2-4-1 本学の奨学金制度及び学生が申請・利用している奨学金制度 令和 4（2022）年度

名称	運営者	種別	実績数	概要
入学試験成績優秀者特別奨学金	平安女学院大学	給付	2	一般入試A（スカラシップチャレンジを含む）の入試合格者の上位5%に対して、最大で4年間、学費の半額相当分を免除。
Semester 留学奨学金	平安女学院大学	給付	0	指定する海外の教育機関に留学する学生の中から選考により給付。
海外語学留学奨学金	平安女学院大学	貸与	14	海外語学留学プログラムに参加する学生に貸与。4 年次迄在籍し卒業すると、返還免除。
海外語学研修奨学金	平安女学院大学	貸与	0	子ども教育学部の春期ニュージーランド語学研修プログラムに参加

平安女学院大学

				する学生に貸与。4年次迄在籍し卒業すると、返還免除。
私費外国人留学生授業料等減免制度	平安女学院大学	給付	3	私費外国人留学生の授業料を20%免除
日本語能力検定1級合格者奨学金	平安女学院大学	給付	0	日本語能力検定1級に合格した交流留学生に対して、合格した翌年の春学期の学費を10万円免除。
平安女学院貸与奨学金	学校法人 平安女学院	貸与	0	経済的に困難な学生への無利子貸与奨学金。
勤労表彰学生	勤労学生援助会(大学コンソーシアム京都)	給付	1	学費や生活費をアルバイト及び奨学金に頼り、家庭からの援助が皆無に近い学生対象。
文部科学省外国人留学生学習奨励費	日本学生支援機構	給付	0	国費外国人留学生及び外国政府の派遣留学生ではない者が対象。
給付奨学金	日本学生支援機構	給付	26	家計水準が規定枠内の学生に対する給付型奨学金
第一種奨学金	日本学生支援機構	貸与	27	家計水準が規定枠内の学生に対する無利息の貸与奨学金。
第二種奨学金	日本学生支援機構	貸与	30	家計水準が規定枠内の学生に対する利息付の貸与奨学金。
滋賀県保育士修学資金貸付事業	滋賀県社会福祉協議会	貸与	2	卒業後滋賀県内で保育士業務に従事しようとする者。
大阪府保育士修学資金貸付事業	大阪府社会福祉協議会	貸与	2	卒業後大阪府内で保育士業務に従事しようとする者。
中信奨学金	中信育英会	給付	1	学業優秀、品行方正かつ経済的事由で就学が困難な者。国際観光学部2年次在学者であること。
張鳳俊奨学基金	京都市国際交流協会	給付	0	京都で勉学に励むアジア出身の私費留学生を対象。
中島健吉記念奨学金	平和中島財団	給付	0	学業、人物共に優秀であり、経済的援助を必要とする私費留学生対象。
共立国際交流奨学財団奨学金	共立国際交流奨学財団	給付	0	アジアから来日している私費留学生対象。
生命保険協会 保育士養成給付型奨学金	生命保険協会	給付	1	保育士養成施設に在学し、将来保育職に就く志を持っている学生対象

学生サービスチームでは、学費と奨学金に関する年間スケジュールを予め告知している。また学費の支払いが困難な学生から相談があった場合は、そのことが原因で退学とならないよう、延納・分納について丁寧に助言・指導等を行っている。

自宅から通学ができない地方出身学生の援助として高槻キャンパスでは「聖アグネス寮」を長期にわたり運営していた。しかし新型コロナウイルス感染症の影響で地方からの入学者が減少したこと、寮の設備に共用のものが多く、感染防止対策が難しいこと等の理由から令和4年(2022年)3月末日をもって閉寮することとなった。閉寮にあたっては、16人の寮生一人ひとりとの面談を通して、本人の意思を十分に確認した上で、引越などのための一時金支給と最短卒業年度までの家賃補助を実施している。

京都キャンパスでは以前より寮に代わるものとして、また高槻キャンパスでは閉寮後に入学した地方出身学生への経済的支援として、賃料等の一部を大学が補助をする「大学学生指定マンション制度」を実施している。各キャンパスで確保している部屋数は数戸ずつであるが現在のところ問題なく運用されており、学生にとって有益な経済支援となっている。また下宿希望の学生及び留学生に対しては、学生サービスチームが安全性や価格設定、通学の利便性などの要件により選定した業者を紹介している。

また、学生の自己表現の成長を促すため、「読書マラソン」「作文コンテスト」を年1回実施している。

「読書マラソン」は、平成26(2014)年度から実施している取組である。学生が書籍の内容や感想を記入した読書カードを掲示し、他の学生に紹介するものである。また、読書量に応じて学生を表彰している。この取組により、図書館の利用を促進するとともに、読書の習慣化による豊かな人間性の涵養を図っている。

「作文コンテスト」は、平成30(2018)年度から実施している取組である。「作文コンテスト」の実施概要は、年度毎に学生サービス委員会で決定している。本取り組みを通じて、文章の表現力や論理的な思考力等を身につける機会としている。また、応募作品を通じて、教職員が個々の学生の心情や将来への希望などを理解する契機ともなっている。

クラブ活動は、高槻では8クラブ、京都では9クラブが活動している。各クラブには教員を顧問として配置している。顧問は、活動についての学生からの様々な相談に乗り、学外活動の際に引率等をする等の支援を行っている。また、学生会及び顧問が承認すれば、学内外から指導者を招聘することも可能である。なお、クラブ活動費を学生会費より支弁しており、執行の際には学生サービスチームが相談に応じ、予算決算時には助言をしている。

京都キャンパス茶道部においては「全国学生大茶会(金沢市)」に参加し、活躍の場所を広げた年となった。

新型コロナウイルス感染症の影響で、クラブ活動の制限が数年に渡ったため、大半のクラブの入部者が激減し、存続が厳しくなっている。今後、クラブ活動の参加率を向上させることは、両キャンパスの課題となっている。

表 2-4-2 京都キャンパスのクラブ一覧 (令和4(2022)年5月1日現在)

体育系クラブ	文化系クラブ
--------	--------

ダンス部	韓国文化クラブ	日本舞踊部
	クッキングクラブ	茶道部
	軽音楽部	ねこ部
	イルミネーション委員会	アグネスアテンダント委員会

表 2-4-3 高槻キャンパスのクラブ一覧（令和 4（2022）年 5 月 1 日現在）

体育系クラブ	文化系クラブ	
ダンス部	吹奏楽部	コーラス部
	イルミネーションクラブ	ボランティア部
	和太鼓部	日本文化部
	韓国文化クラブ	

学生会は、基本的には各キャンパスの執行委員会毎に運営している。両キャンパスに共通する事項については、学生部長を中心に指導・支援し、個別事項については学生サービス委員、学生サービスチームが支援している。学生会の主な行事は、新入生歓迎会、合同運動会、成果報告会（京都キャンパス）リーダーズセミナー（高槻キャンパス）、大学祭、クリスマス会等であり、学生の主体的な運営に委ねている。ただし、安全面など様々なサポートも必要であり学生サービスチームでは、会場の確保、備品の調達、予算計画等の相談に応じつつ、行事当日も担当職員が支援している。また、委員会活動として、「大学祭実行委員会」「卒業企画委員会」「イルミネーション委員会」「アグネスアテンダント委員会」が置かれており、学生会活動と同様に支援している。「イルミネーション委員会」「アグネスアテンダント委員会」については、クラブ活動と同等の学生主体の活動を行っており、学内の活動のほか地域連携活動も積極的に実施している。

令和 4（2022）年度においては、感染対策を十分に講じ、学生・学生部・学生サービスチームの教職員で検討の結果、以下の行事を行うことができた。

表 2-4-4 京都・高槻両キャンパスの学生会行事

実施月	行事名	内容
2022 年 5 月	合同運動会	感染対策のため半日で開催。玉入れ、リレー等学生が距離を保ちできる競技を考えた
2022 年 8 月	リーダーズ研修会	両キャンパスの学生会メンバーが親睦を深め、動画編集講座を受講。

表 2-4-5 京都キャンパスの学生会行事

実施月	行事名	内容
2022 年 4 月	新入生歓迎会	新入生と在学生在がグループになりイ

平安女学院大学

		ースターエッグを探しながら交流を深める。
2022年4月	クラブ紹介&体験会	クラブブースを新入生が周り、話を聞いたり体験をすることで入部を促す。
2022年5月	レクリエーション大会	じゃんけん列車、ドッジボール大会で学科の交流を深める。
2022年7月	学科交流会&浴衣 DAY	「祭り」をテーマに実施。浴衣を着て縁日（ヨーヨー、アヒルすくい、輪投げなど）を楽しむイベント。
2022年10月	大学祭	模擬店、クラブ発表、仮装コンテストを実施。（学内者限定）
2022年10月	Trick or Treat 大作戦～お菓子パーティー～	合言葉（Trick or Treat）を言ってお菓子をもらうハロウィンイベント。
2022年12月	クリスマス会	ツリーを飾ろうゲーム、推しゲーム、ビンゴ大会を実施。参加賞としてクリスマスケーキを準備。
2023年2月	成果報告会(オンライン)	各クラブの代表者を集め、当年度の活動内容と来年度の活動予定を報告。
2023年3月	卒業パーティー	しりとりゲームや思い出のスライドショー上映。

表 2-4-6 高槻キャンパスの学生会行事

実施月	行事名	内容
2022年4月	新入生歓迎会	各クラブ紹介（感染対策のため吹奏楽部の実演なし）
2023年10月	大学祭	完全予約、入れ替え制として、学外者の参加を認めた。持ち帰り以外の飲食物の提供は行わず、子ども向けのゲームや工作のブースを運営 共催という形で、学部の授業として絵本の読み聞かせや手遊びを披露
2023年10月	宝探しゲーム	学年ごとに場所を分け、宝探し書かれていた数字により景品獲得
2022年12月	クリスマスイベント	クリスマスについてのクイズに回答、正解数に応じた景品を獲得。また全員プレゼントも準備
2023年2月	リーダーズセミナー	各クラブの代表者を集め、当年度の

		活動内容と来年度の活動予定を報告
2023年3月	卒業パーティー	抽選会やクイズ、思い出のスライドショー上映

大学祭は、例年キャンパス別に開催している。各キャンパスの学びを生かしたイベントや、各クラブの成果発表、趣向を凝らした模擬店を出店している。学生サービスチームでは、各キャンパスの実行委員会が進める事前準備を指導・支援している。

令和4（2022）年度については、感染対策を考慮し京都キャンパスは参加者を学生・教職員に限定、高槻キャンパスは完全予約・入れ替え制として学外者の参加を認めて大学祭を実施した。京都キャンパスでは部活動発表や模擬店、仮装コンテストの実施を行った。高槻キャンパスは子ども向けのゲームや工作のブースを運営、また学部と共催という形で、授業発表の一環として年齢別の絵本の読み聞かせや手遊びを披露した。多少の制限はあったものの新型コロナウイルス感染の影響で数年間実施できなかった子どもを対象とするイベントを開催することができ、近隣の方々に日頃の学びを活かした活動を見ていただくことができた。

学生の健康管理については、京都・高槻両キャンパスとも、保健室に看護師・保健師が常駐し、常に学生対応が可能となる体制を維持している。学生が外傷や体調不良となったときには、保健室で応急処置を行う。更に必要に応じて、専門医療機関への紹介や救急搬送等を行い、迅速な対応を行っている。また両キャンパスとも定期的に学校医が来校し、診察や医療相談を行っている。毎年4月に学校保健安全法に基づいた定期健康診断と、緊急時にも対応できるよう既往・現病歴等（任意）の健康調査、精神面ではストレスチェックを全学生に実施している。また実習科目（教育実習・保育実習等）のある子ども教育学部については、予防接種歴の問診および麻疹、風疹の抗体検査を行っている。

令和4（2022）年度は令和3（2021）年度同様、新型コロナウイルス感染症対策に重点を置いた年度であった。大学として、コロナ感染が疑われる場合の行動チャートを作成し、それに基づいて保健室も対応を行った。それが「コロナ感染症罹患疑い連絡フォーム」である。登録のあった学生に、まずは保健室より学生本人に連絡を取り、身体症状の確認と医療機関の受診とその結果、地元保健所からの指示及び療養先の確認、家族内での感染状況等、下宿生には食材や日用品等の状況についても情報収集を行った。令和4（2022）年度のコロナ関連の相談件数は、国際観光学部391件、子ども教育学部478件（コロナワクチン接種による副反応も含める）であった。

大学では、集団感染拡大防止を第一とし、フォームに登録のあった学生には陽性者に限らず、濃厚接触者の把握にも努めた。また濃厚接触者の疑いのある学生や教職員には、行動制限の要請はしないものの、7～10日間の健康観察の説明を行い、理解と協力を要請した。また全学生・全教職員には、毎朝の検温報告をフォームに登録してもらい、有熱者や有症状の学生及び教職員の把握に努めた。さらには、文部科学省、厚生労働省、京都府（助成金）から給付されたコロナ抗原検査キットを必要な学生に配布、有効活用し、集団感染防止に努めている。

令和4（2022）年度におけるコロナ感染症陽性者数は国際観光学部学生80人、子ども

教育学部学生 69 人、国際観光学部教職員 10 人、子ども教育学部教職員 13 人で、いずれも学内起因による感染ではなく、主な感染経路は家族内感染及び感染経路不明であった。

その他の感染症については、インフルエンザ対策としてインフルエンザワクチンの接種を両キャンパスともに希望する学生・教職員を対象に、学内及び協力医療機関で 10 月～11 月にかけて行っている。

AED（自動体外式除細動器）を、両キャンパスに設置するとともに、子ども教育学部の学生には授業で、教職員には毎年救急救命講習会を開催し、使い方や救命の手順等を学んでいる。

学生相談室は、京都キャンパスに 2 人、高槻キャンパスに 3 人の相談員（いずれも公認心理師・臨床心理士）を配置し、日々悩み事や不安定な心を抱えた学生の相談を受付けている。相談内容によっては、継続的な相談を助言、場合によっては学外の相談機関を紹介し、迅速に問題解決に向かえるよう体制を整えている。また保護者からの相談も随時受け付けている。

表 2-4-7 令和 4 年（2022 年）度の保健室の利用状況

キャンパス	利用者数（いずれも述べ数）
京都キャンパス 保健室	809 人
高槻キャンパス 保健室	1,025 人
合 計	1,834 人

※延べ利用者数には教職員や併設の子ども園（高槻キャンパス）、傷病者以外で衣服や衛生用品の貸出等も含む。

表 2-4-8 令和 4（2022）年度の学生相談室の利用状況

キャンパス	延べ利用者数
京都キャンパス 学生相談室	延 137 人
高槻キャンパス 学生相談室	延 140 人
合 計	延 277 人

新型コロナウイルス感染症対策として、令和 2（2020）年 7 月からの対面授業再開に向け、下記の対策等を導入、実施した。

表 2-4-9 令和 2、3、4（2020、2021、2022）年度 新型コロナウイルス感染対策

実施年月	実施内容
2020 年 7 月	Microsoft Forms での検温報告フォームを作成し、学生及び教職員の毎日の健康観察記録を収集。注意喚起のポスターを掲示（マスクの着用、手洗いの仕方、身体的距離の確保）、アルコール消毒液の設置（校内入口、各教室・事務室入口等）、ペーパータオルの設置（手洗い場）。学生食堂においては、席数を減らし、テーブルにはアクリ

	ルパネルの設置、学生利用後のアルコールでの拭き上げ作業。
2020年10月	通学・通勤のラッシュ時間を避けるため、時間割の変更が行われた。授業終了時まで保健室を開室するために、京都キャンパスでは看護師を増員する。 各事務室のカウンターに、パーティションを設置する。
2021年2月	京都キャンパス校内入口に、有熱者の入構を未然に防ぐためにAI検温器を設置。
2021年4月	新型コロナウイルス感染症罹患疑い連絡フローチャートの運用開始。 新型コロナウイルス感染症罹患疑い連絡フォームの運用開始。
2021年7月・8月	新型コロナワクチン職域接種（総接種回数 3,595 回）
2022年9月	新型コロナウイルス感染症陽性者は 10 日間の隔離期間から 7 日間に変更。 濃厚接触者は 7 日間の自宅待機から 5 日間の自宅待機に変更。
2023年3月	マスク装着は自己判断による。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-4-1】 学生サービス・就職委員会規程

【資料 2-4-2】 令和 4（2022）年度 担任一覧

【資料 2-4-3】 令和 4（2022）年度 授業時間・オフィスアワー一覧

【資料 2-4-4】 留学生一覧（令和 4（2022）年 5 月 1 日現在）

【資料 2-4-5】 海外留学手続き関係資料

【資料 2-4-6】 平安女学院大学 経済援助授業料等減免規程

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスチーム専用のメールアドレス（両キャンパス）を作成したことで多くの学生及び保護者への対応が可能となった。しかしながら、メールよりも SNS を日常的な連絡手段として使用する傾向にあるため、学生との連絡方法について、よりよい方法を模索する。

学納金納付に関しては、今後さらに支払い困難者が増えると予想されることから、各家庭の状況を十分に聞き取り、必要に応じて奨学金の拡充等も情報提供し、就学の継続が可能ないように支援する。また、修学支援（学費減免）の受給対象学生から学納金支払いについての相談が増えていることもあり、今後の支援策について検討する。

特徴的な取組として実施している「読書マラソン」「作文コンテスト」については、学生部にて学生の意見も聴きながら、一層の改善向上策を検討する。

令和 4 年（2022 年）度は、感染対策を講じ、コロナ禍以前の学生会活動、課外活動が実施できるよう努めた。しかし以前は円滑に行われていた先輩から後輩への申し送り等が上級生にも経験がないことから行えず、全てが一からのスタートとなった。そのため学生は

大変苦勞し一年間の学生活動を行ったと考えられる。

別の観点からすれば、今年度は今までの既成概念を考え直す機会になった。学生の意見を十分に聞き、精査することにより新たな活動の形ができてきている。今後も「今まで通り」ではなく、新しい取組や考え方を柔軟に採用しながら、さらに学生に寄り添い、活動等の支援をしていく。

また年々留学生が増加することが予測されるため、日本人学生との交流を深めることや学生同士の異文化理解を高めることなど、今後取り組む課題である。

保健、衛生管理に関しては、対面型を主としていたカウンセリングからオンラインの併用が可能となったのを受け、今まで以上に学生の声に耳を傾け、希望する学びや進路が達成できるよう支援をする。

なお、感染症対策として、率先して情報収集し、学生の健康を守り、疾病罹患者が増加しないよう細心の注意を払う。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、京都キャンパス（大学本部、国際観光学部）と高槻キャンパス（子ども教育学部、附属こども園）の二つの校地を有している。両キャンパスを合わせた校地・校舎面積は次の通りであり、大学設置基準上の必要面積を満たしている。

表 2-5-1 校地・校舎面積及び大学設置基準上の必要面積

	大学設置基準上の必要面積	大学全体		
		京都キャンパス	高槻キャンパス	
校地面積	7,400.00 m ²	35,992.28 m ²	5,287.78 m ²	30,704.50 m ²
校舎面積	5,659.63 m ²	23,679.18 m ²	7,187.38 m ²	16,491.80 m ²

※上記は大学設置基準上の算入面積（不算入用地を除く）

主な施設の概要は次の通りであり、大学設置基準に定める必置施設を備えている。【資料

2-5-1】【資料 2-5-2】

表 2-5-2 主な施設概要

京都キャンパス

施設名称	主要施設
室町館	学長室、会議室、事務室、教員執務室、非常勤講師室、講義室、演習室、情報処理演習室、茶室、図書館、保健室（学生相談室含む）、学生ホール、入学センター、印刷室、食堂、クラブボックスなど
明治館	演習室
有栖館	和室など

高槻キャンパス

施設名称	主要施設
1号館	学長室、会議室、事務室、非常勤講師室、書庫、印刷室など
2号館	教員執務室、演習室、情報処理演習室、実習指導室、絵本・表現資料室、学生研究室、電子ピアノ練習室、保健室（学生相談室含む）、子育て支援拠点事業ひろば型施設「どんぐりの森」など
3号館	レッスン室、ピアノ練習室、演習室など
4号館	教員執務室、講義室、演習室、カンパセーションラウンジなど
5号館	調理実習室、理科実験室実習室、小学校模擬教室、ロッカールームなど
6号館	図書館、事務室など
7号館	体育館（講堂兼用）、食堂、多目的室など
8号館	セミナー室、クラブボックスなど
9号館	大講義室、情報処理演習室など
A号館	チャペルなど

施設設備等の維持・運用に関しては、学校法人として「学校法人平安女学院 固定資産および物品管理規程」に定めており、各キャンパスの総務チームが中心となり、教室設備は総務チームおよび教務チーム等が、クラブの部室等の教室以外の設備は総務チームおよび学生サービスチーム等が連携して維持・運用している。建築物、建築設備、昇降機、防火設備、電気・ガス、浄化槽・貯水槽等の法定点検は法令に基づいて実施しており、学内の清掃業務、樹木の剪定等に関しても、専門業者へ委託して行っている。

学生からの施設・設備に対する意見や要望等については、「学生生活に関するアンケート調査」を通じて収集している。また、学生会が取りまとめた各クラブの意見、要望等に関しては、学生サービスチームを通じて汲み上げている。学生からの意見、要望等は、内容に応じて関連部署に報告し、必要に応じて次の年度の教育環境整備計画に盛り込む等、教育環境の整備に努めている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-5-1】 2022 年度平安女学院大学京都キャンパス 校舎平面図

【資料 2-5-2】 2022 年度平安女学院大学高槻キャンパス 校舎平面図

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

大学の実習施設としては、高槻キャンパスに大学附属の認定こども園があり、幼稚園教育実習、保育実習、体験実習（インターンシップ）の実習先の一つとして活用している。また、高槻キャンパスの 2 号館内に設置している高槻市地域子育て支援拠点事業つどいの広場「どんぐりの森」も、ボランティアを希望する学生が利用できる施設である。

図書館は京都キャンパスと高槻キャンパスにそれぞれ設置しており、学生は OPAC（Online Public Access Catalog）検索によるキャンパス間貸出により、両キャンパスの図書の利用が可能である。令和 4（2022）年 5 月 1 日現在の蔵書数は約 21 万冊を所蔵しており、閲覧席は 190 席（京都キャンパス：56 席、高槻キャンパス：134 席）を設置している。また、高槻キャンパスでは蔵書数が多いため、特に学部学科の専門図書の資料収集や配架については工夫している。学生や教職員の利用に際しては、丁寧なレファレンスサービスに努めている。これらの取組により、大学での日常的な学習の場として学生の利用促進を図っている。

開館時間は平日 9 時 15 分から 19 時までとしているが、学年暦で授業日に設定された祝日は開館している。学期期間中は両キャンパスともに 19 時まで開館しており、最終授業が終了する 18 時以降の学生の利用を保証している。京都キャンパスでは、18 時以降の利用者が高槻キャンパスに比べて目立つが、これはコロナ禍による授業時程の変更に伴い学生が 19 時まで滞留していることがある。【資料 2-5-3】

令和 4（2022）年度の図書館の延べ入館者数は両キャンパスを併せて 11,930 人で、1 日平均約 19.2 人であった。また、貸出冊数は年間 1,770 冊で、前年度に続き利用者は多少であるが、復調しつつある。【資料 2-5-4】

学生に対する啓発活動の一環として、「読書マラソン」などの取り組みは例年どおり実施した。教職協働で取り組んだ結果、貸出冊数や利用者数は増加したが、読書習慣が身につくまでには至っていない。学生にとって図書館が日常的な学習生活空間のひとつとなるよう、単独でも入りやすく気兼ねなく時間を過ごせる穏やかな館内空間となるように、また、図書館員が学生からの資料検索をはじめとする課題作成の相談に丁寧に対応することで毎日の来館者を増やすよう努めている。高槻キャンパスでは令和 4（2022）年 4 月より 1 階及び 2 階閲覧室の一部で学内 Wi-Fi 環境を整備、ノートパソコンの持込利用を可としたことに伴い、1 階部分の参考図書書架を 2 階へ移動、1 階に机・椅子を多く配置するレイアウトに変更した。令和 5（2023）年 5 月の新型コロナウイルス第 5 類移行に伴い、1 階の机・椅子の配置を見直し、座席数の増加を図った。

ICT 環境としては、情報処理演習室を京都キャンパスに 2 教室、高槻キャンパスに 3 教室配置しており、授業での利用時を除いて学生が自由に使用できるよう開放している。それ以外にも学生が使用可能なパソコンを図書館等に設置している。

なお、学生が使用できるパソコンの設置状況は次の通りである。

表 2-5-3 学生用コンピュータの設置状況

京都キャンパス	高槻キャンパス
---------	---------

施設名	台数
情報処理演習室（113 教室）	40(32)
情報処理演習室（114 教室）	28(12)
図書館 PC	12(6)

施設名	台数
情報処理演習室 A（9201 教室）	40(40)
情報処理演習室 C（2304 教室）	40(40)
情報処理演習室 D（2308 教室）	16(16)
6 号館コンピューターコーナー	10(10)

※括弧内は、新型コロナウイルス感染症対策として調整した台数

各教室の整備に関しては、毎年度各部署から教育環境の整備の必要性について意見を求め、優先度を検討して「教育研究整備計画」に申請し、予算化を図っている。京都、高槻両キャンパスの Wi-Fi 設備の敷設は、令和 2（2020）年度から順次段階的に進めている。

【資料 2-5-5】

また、学修管理システムである UNIVERSAL PASSPORT (UNIPA) には、Web 上で授業資料の配布や課題管理等を行うことができる機能があり、Microsoft365 は、コラボレーションプラットフォームである Microsoft Teams やアンケート作成ツールである Microsoft Forms 等の機能を有しており、これらの機能を教職員や学生が使用できるようにすることで、遠隔授業を実施する際の利便性を高めるよう努めている。

令和 4（2022）年度も、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が必要な状況ではあったが、実習や演習科目等、対面でなければ内容の保証が難しい授業を実施するため、教室の定員を通常時の半分とすることを基本とし、情報処理演習室等では机上にパーティションを設置することで、学生、教員の安全の確保を行った。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-5-3】 令和 4（2022）年度図書館入館者数

【資料 2-5-4】 年間入館者数と貸出冊数の推移（2019-2022）

【資料 2-5-5】 令和 4（2022）年度教育研究整備計画（決定額）

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

施設のバリアフリーについては、京都キャンパス、高槻キャンパスともに、エレベーター、スロープ、多目的トイレを設置して対応した。バリアフリー化できていない場所における車いす走行等はダンスロープにより解消を図った。また、高槻キャンパスでは保健室に呼び出しブザーを設置している。

京都キャンパスでは従来のスロープは設置場所が分かりにくく、駐車車両があると使いづらかったため、令和 4（2022）年 8 月に校舎正面・北側にスロープを設置した。

高槻キャンパスの校舎は昭和 62(1987)年 4 月に建設されたものであり、昭和 56(1981)年 6 月施行の新耐震基準を満たしている。京都キャンパスの校舎については、平成 30(2018)年度に室町館の耐震工事を実施した。明治館については、明治 28（1895）年にイギリスのアン女王様式を模して建設された特徴的な校舎であるが、阪神・淡路大震災の被害を受け、平成 20（2008）年までに修復工事を実施した。有栖館については、木造平屋建、棧瓦葺の公家住宅の面影を残す明治期の官舎として国の登録有形文化財に指定されており、その文

化財的価値を損ねずに耐震補強を行うことが今後の課題である。【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-5-6】 室町館耐震工事：文部科学省補助金申請添付書類

【資料 2-5-7】 室町館耐震工事：図面

【資料 2-5-8】 明治館修理工事（復元並びに耐震的保存）報告書（抜粋）

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の特徴として掲げる少人数教育を実践するために、1 クラスを講義科目は 75 人以下、演習科目は 45 人以下、実技・実習（学外実習を除く）は 45 人以下で編成することを「授業開設基準」にて定めている。大半の科目は、規定の人数で 1 クラスが編成されている。【資料 2-5-9】【資料 2-5-10】

令和 4（2022）年度も新型コロナウイルス感染症対策のために、教室の収容定員を通常時の半数以下として教室配当を試みたが、特に京都キャンパスでは教室数が足りない時間帯が生じるため、クラス分割せずに大教室での 1 クラス編成がやむを得ない科目があった。

この状況を踏まえ、また、現状の「授業開設基準」は、平成 29（2017）年度に当時の入学定員を基準に制定（平成 30（2018）年度より施行）したものであり、令和 2（2020）年度以降には入学定員の変更も生じていることから、教務委員会において教育効果を損なうことなく現状に即したクラスを編成できるように「授業開設基準」について見直しを行い、令和 5（2023）年度以降は次表の基準でクラスを編成することとした。

授業形態	1 クラス当たりの人数
講義	当該学科の入学定員に 1.5 を乗じた人数
演習	次に掲げる内容に応じた人数
1 語学に関する科目	20 人
2 ゼミ形式にて実施する科目	20 人
3 専門演習および卒業研究	20 人
4 ピアノ指導に関する科目	8 人
5 1 から 4 に掲げる科目以外で授業時間数が 15 時間（週 1 時間×15 週）の科目	当該学科の入学定員を 2 で除した人数（1 未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた人数）
6 1 から 4 に掲げる科目以外で授業時間数が 30 時間（週 2 時間×15 週）の科目	当該学科の入学定員を 4 で除した人数（1 未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた人数）
実技	当該学科の入学定員に 1.5 を乗じた人数
実習	当該学科の入学定員に 1.5 を乗じた人数

なお、履修登録者数が 10 人以下である科目については、「授業開設基準」にもとづき、教務委員会において審議のうえ、不開講を判断する場合もある。ただし、10 人以下の科目

であっても、卒業や免許資格の取得に必要な科目、専門演習（ゼミナール形式の演習科目）などについては総合的に判断して開講している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-5-9】 2022 年度 授業別受講者人数表

【資料 2-5-10】 授業開設基準

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

京都キャンパスの図書館は施設の広さに制約があり、図書館の座席数を飛躍的に増加させることは難しいため、学内ネットワークにおいて新聞・辞典等の代表的なオンラインデータベースを利用出来るよう整備を進める。国際観光学部、子ども教育学部とも BYOD（Bring Your Own Device）での将来的な対応も踏まえて検討し、学内の Wi-Fi 対応エリアの拡充に努める。

授業のクラス編成については、改正した授業開設基準の元、適切に運用する。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望の把握については、主に「授業評価アンケート」と「学生生活に関するアンケート」結果をもとに行っている。

「授業評価アンケート」は毎学期実施している。令和 2（2020）年度から、Microsoft365 の Forms の機能を利用して Web 上で実施している。授業ごとに QR コードを設定し、スマートフォンで学生に読み取ってもらい実施した。かつてアンケート用紙を配付して実施していた時は、各科目 90%以上の回答率であったが、それに比べると Web 上での回答率は低くなった。回答率を上げるために、各教員が授業時間の最後にスマートフォンで回答できる時間をとるなど改善策を行っているが、全体の回答率は 50%に達していないため引き続き回答率を上げることを検討している。

「授業評価アンケート」の質問項目には、授業に取り組む学生の姿勢、授業内容の分かりやすさのほか、「授業内の質問や相談などには可能な範囲で応じ、個々の学生に配慮があった」など学修支援に係る項目を設けている。また、コロナ禍においては、遠隔授業に関する設問を設けた。アンケートの結果に関しては調査企画室がとりまとめて学部ごとの集

計・分析を行っているほか、個別の結果については教員ごとに開示している。その際、学生からの意見や質問に関しては当該教員から直接回答してもらい、集計結果とともに学内ホームページにおいて学生が確認できるようにフィードバックしている。また学生からの評価が継続して低い場合、もしくは自由記入欄に問題となるような記載があった場合は、学部長が個別に面談して、授業改善に努めるように指導している。【資料 2-6-1】

「学生生活に関するアンケート」は全学生を対象に実施しているが、その質問項目にも、「授業中以外の学修時間は週にどのくらいですか」「あなたは本学の授業に対してどのように取り組んでいますか」など学生自身の学修行動に関する質問を設定している。「授業評価アンケート」と同様に令和 2（2020）年度に Web で実施したところ、回答率が約 60% に低下したため、令和 3（2021）年度から再び紙媒体で実施している。このアンケート結果も調査企画室にて集計・分析を行っている。【資料 2-6-2】

その他には、学生が意見や要望を随時投稿できる「リクエストボックス」を各キャンパスに設けている。投稿された意見や要望は、内容に応じた部署と共有する体制を整えているが、年間の投稿数は 0～1 件程度である。

※エビデンス集（資料編）

【資料 2-6-1】 令和 4（2022）年度授業評価アンケート

【資料 2-6-2】 令和 4（2022）年度学生生活に関するアンケート

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活に関する学生の意見・要望については、2-6-①にも記載しているが、全学生を対象に「学生生活に関するアンケート」を実施して、調査企画室が調査・分析を行っている。心身に関する健康相談については、主として保健室と学生サポートセンター（学生相談室）が対応した。保健室利用状況は表 2-6-1 の通りである。

表 2-6-1（表 2-4-7 再掲） 令和 4（2022）年度の保健室の利用状況

キャンパス	利用者数（いずれも延べ数）
京都キャンパス 保健室	809 人
高槻キャンパス 保健室	1,025 人
合計	1,834 人

※延べ利用者数には教職員も含む

学生サポートセンター（学生相談室）には、保健室スタッフが常駐するほか、カウンセラーを京都キャンパスに 2 人、高槻キャンパスに 3 人配置し、交代で学生の相談を受け付けている。相談内容によっては、継続的な相談を助言し、場合によっては学外の相談機関・医療機関を紹介する等、学生が安心して学業を継続できるように、また迅速に問題解決に向かえるように努めている。また学生だけではなく、当該学生の保護者からの相談も随時受け付けている。

相談内容を当該学生の学修支援、生活支援に活かすため、必要に応じて学部長に報告している。また、学期ごとに学生サポートミーティングを開催し、日々の相談業務で気になる学生について学生からの要望を共有し、当該学生の支援につなげている。メンバーは学生部長・学生部副部長、学生サービスチーム課長、キャリアサポートセンター課長、保健室スタッフ、カウンセラーである。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関する学生の意見、要望の把握については、「学生生活に関するアンケート」で個々の学生の声を直接くみ上げているほか、「リーダーズセミナー」では学生会・クラブ活動からの要望としてもくみ上げている。また常時「リクエストボックス」による意見などから把握するようにしている。

それぞれの要望については、学部、学生部、教学部などで分析・検討し、改善できることから順次取り組んでいる。

このように学修環境に関する学生の意見・要望をくみ上げるシステムは適切に整備されており、施設・設備の改善に反映している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、「授業評価アンケート」「学生生活に関するアンケート」といったアンケートや「リクエストボックス」をはじめとして様々な形で学生の意見や要望をくみ上げる仕組みを構築している。今後とも、学生の意見や要望をくみ上げるこれらの仕組みを維持しつつ、「リクエストボックス」については年間の利用数を踏まえ、その在り方を学生部で再度検討する。

【基準 2 の自己評価】

本学は、建学の精神並びに教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを学部ごとに明確に定めて学生を受け入れている。アドミッション・ポリシーに沿って多様な入学者選抜方法を設けて学生の受け入れを行っているが、定員を充足できていないことが最大の課題である。入学センターが主体となって、検定料の見直しやホームページの見直しなどを行い、受験生に本学への理解を深めてもらえるよう工夫していく。

学修支援については、小規模な大学であり、教職員一体となってきめ細やかな支援を行っている。1・2年次にクラス担任制を導入し、3・4年次のゼミ指導と合わせて、きめ細やかな個別指導を行っている。コロナウイルス感染症の影響が今後もあると考え、引き続き対応策を検討する。

学修環境の整備については、関係法令に沿って適切に整備している。両キャンパスで別々の課題はあるが、京都キャンパスにおいては施設の広さに制限があるため、教室や配置などをより効果的に使用できるよう検討する。高槻キャンパスにおいては、Wi-Fi スポットの設置が課題である。遠隔授業や ICT の活用においても必要になるため、事務棟や研究執

務室等をカバーするよう早急に取り組む。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえて、大学全体及び両学部のディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、学生便覧等に掲載し、学内外に公表している。【資料 3-1-1】

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

キリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神である「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目標に掲げ、その実現を目指した教育課程を編成している。

建学の精神を体得し、専門分野の学びを通して修得した知識を活かして、地域社会ならびに国際社会に貢献できる資質を備え、所定の課程を修了した学生には卒業が認定され、学位が授与される。

国際観光学部 国際観光学科

- ① 本学の建学の精神およびキリスト教の精神に基づく人間性と、豊かな教養を有している。
- ② 課題発見、探究能力、実行力を核とするジェネリックスキルを身につけている。
- ③ ホスピタリティ精神をもって他者と接することができる。
- ④ 観光の学びを通して、日本・世界の社会や文化の多様性を理解している。
- ⑤ 地域社会の課題を理解し、さまざまな地域活動に取り組み、地域に貢献できる能力を身につけている。
- ⑥ 国際的な環境の中で、能動的なコミュニケーションをすることができる。

子ども教育学部 子ども教育学科

- ① 本学の建学の精神およびキリスト教の精神に基づく人間性と、豊かな教養を有している。
- ② 子どもの教育や保育に関する幅広い知識および技能を身につけ、それを応用し、実践につなげることができる。
- ③ 子どもの教育や保育に関わる専門家としての責任感、倫理観を持って、社会に貢献

することができる。

- ④ 子どもを取り巻く様々な課題を多角的にとらえ、必要な情報を収集、分析、整理し問題解決に向けて創造的に思考することができる。
- ⑤ 社会性を身につけ、他者に共感し協働してものごとに取り組むことができる。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーと各科目の関連性についてはカリキュラムマップを作成し、学生便覧に掲載して周知している。また、シラバスにおいても当該科目と関連のあるディプロマ・ポリシーを示している。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

教育課程の方針（カリキュラム・ポリシー）

国際観光学部 国際観光学科

- ① 「教養科目」においては、「キリスト教学」「ジェネリックスキル」を必修科目とする。基本的な知識・技能を習得し、社会人として必要となる知識と技能を身につけるために「基礎科目」「教養展開科目」を配置する。
- ② 「専門科目」においては、「観光・京都学コース」「ホスピタリティ・ビジネスコース」「外国語特修コース」の3つのコースで共通して学ぶべき科目と卒業研究科目を必修科目とする。
- ③ 各コースで求められる専門的な知識と技能を段階的に身につけるため、専門科目を「専門導入」「専門基礎」「専門展開」の各科目群に配置する。
- ④ 京都の伝統文化を学ぶ演習科目、京都のおもてなしや歴史・文化を学ぶ科目を配置し、京都のホスピタリティと文化を理解する。
- ⑤ 国際観光学を実践的に学ぶために「実習科目」を配置し、国際観光学の諸分野で必要とされる体験知を獲得する。

子ども教育学部 子ども教育学科

- ① 豊かな教養を身につけるために「教養科目」を置き、「キリスト教学」、「キリスト教文化」を必修科目としてキリスト教の精神に基づく人間性を涵養するとともに、「伝統文化論（茶道）」を通して日本文化への理解を深められるようにする。
- ② 「学部基幹科目」、「専門発展科目」、「子ども教育科目」、「乳幼児保育科目」、「初等中等教育科目」、「英語教育科目」、「発達・教育心理学科目」を体系的に配置し、子どもの教育・保育に関する専門知識、技能を修得できるようにするとともに、少人数での演習を通して応用力を身につける。
- ③ 「実習科目」を置き、現場での学びを通して必要な技術を身につけ、教育・保育の専門家としての責任感、倫理観を育成できるようにする。
- ④ 自ら課題を設定し、調査研究や討議を行う演習科目を段階的に設置し、創造的思考力を高めることによって課題解決力を育て、自らの研究テーマについて卒業研究を通して深めることで、生涯にわたって学び続ける力をつける。
- ⑤ 行政と連携したインターンシップ科目を通して、地域におけるボランティア等の体

験的な学びを充実させ、組織的、計画的に活動することで社会性や他者との協働性を身につけ、社会に貢献できる学生を育てる。

本学の卒業要件は、学則第 23 条において、4 年以上在学の上、各学部カリキュラムの科目区分において必要な単位数を修得した上で、合計 128 単位以上を修得すると規定している。

科目単位では、授業担当者に対して、関連するディプロマ・ポリシーをシラバスにて示し、当該科目の到達目標にディプロマ・ポリシーの内容を反映するように求めている。当該科目に関連するディプロマ・ポリシーに対して、どういった内容をどの程度身に付ける必要があるのかについて、記載するように求めている。

子ども教育学部では、「卒業研究」の評価指標として、ディプロマ・ポリシーに基づくルーブリック評価表を用いている。【資料 3-1-4】

他大学などにおける授業科目の履修による単位、大学以外の教育施設などにおける学修の単位、入学前の既修得単位の認定についてはそれぞれ学則第 19 条から 21 条において規定している。

本学では、進級に条件を設けていないため、ディプロマ・ポリシーを踏まえた進級基準は策定していない。ただし子ども教育学部においては、「子ども学専門演習Ⅰ」の履修条件として、「子ども学研究入門Ⅰ」または「子ども学研究入門Ⅱ」のいずれかの単位を修得済みとしており、両科目のいずれも未修得である場合には、「子ども学専門演習Ⅰ」を履修登録することができず卒業延期となる。

なお、大学院を設置していないため、修了認定基準は策定していない。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

学生の卒業認定に当たっては、必修科目、科目区分ごとの最低修得単位数、合計の修得単位数等が各学科のカリキュラムで定められた条件に達しているかについて、卒業判定教務委員会を経て卒業判定教授会において確認している。

また、各科目の到達目標の設定は、授業を通して学生が身に付けることができることを関連するディプロマ・ポリシーを踏まえて記載すること、成績評価の中央値が 75 点になることを目指して目標を設定することをシラバス作成時に依頼している。

科目の単位認定にあたっては、当該科目のシラバスに示されている到達目標に対しての到達度を測ることで成績を評価している。複数のクラスで開講し、別々の教員が担当している科目では、成績評価を公平に行うために、分担した学生グループ毎の中央値（または平均値）が同程度になるように調整をしている。その際、単に数値的な標準化ではなく、当該科目で統一のルーブリック評価表を用いて基準項目ごとの目標達成度を評価している例もあり、中央値・平均値の代わりに GP（または GPA）を活用するよりも、標準化・公平性が担保できている。

なお、他大学等で修得した単位の認定は学則において規定しており、各学科の教務委員が単位認定を希望する学生の成績証明書やシラバス等を確認し、単位認定案を作成、教務委員会における内容の確認を経て認定している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-1-1】 平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） 【資料 F-13】 と同じ
<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html>

【資料 3-1-2】 2022 年度国際観光学科カリキュラムマップ

【資料 3-1-3】 2022 年度子ども教育学科カリキュラムマップ

【資料 3-1-4】 子ども教育学部 卒論評価指標（2021 年度改訂版）

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーについては、学生便覧やホームページ等で学生に周知しているが、十分に理解されていない実態もあるため、入学時のガイダンス等で丁寧に説明する。

3-2. 教育課程及び教授方法

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

各学部のカリキュラム・ポリシーは学生便覧に記載し学生に周知するとともに、ホームページにも掲載して学内外に公表している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

各学部のカリキュラム・ポリシーは次のとおりである。

国際観光学部	1	「教養科目」においては、「キリスト教学」「ジェネリックスキル」を必修科目とする。基本的な知識・技能を習得し、社会人として必要となる知識と技能を身につけるために「基礎科目」「教養展開科目」を配置する。
	2	「専門科目」においては、「観光・京都学コース」「ホスピタリティ・ビジネスコース」「外国語特修コース」の3つのコースで共通して学ぶべき科目と卒業研究科目を必修科目とする。
	3	各コースで求められる専門的な知識と技能を段階的に身につけるため、専門科目を「専門導入」「専門基礎」「専門展開」の各科目群に配置する。
	4	京都の伝統文化を学ぶ演習科目、京都のおもてなしや歴史・文化を学ぶ科目を配置し、京都のホスピタリティと文化を理解する。
	5	国際観光学を実践的に学ぶために「実習科目」を配置し、国際観光学の諸分野で必要とされる体験知を獲得する。
子ども教育学部	1	豊かな教養を身につけるために「教養科目」を置き、「キリスト教学」、「キリスト教文化」を必修科目としてキリスト教の精

		神に基づく人間性を涵養するとともに、「伝統文化論（茶道）」を通して日本文化への理解を深められるようにする。
2		「学部基幹科目」、「専門発展科目」、「子ども教育科目」、「乳幼児保育科目」、「初等中等教育科目」、「英語教育科目」、「発達・教育心理学科目」を体系的に配置し、子どもの教育・保育に関する専門知識、技能を修得できるようにするとともに、少人数での演習を通して応用力を身につける。
3		「実習科目」を置き、現場での学びを通して必要な技術を身につけ、教育・保育の専門家としての責任感、倫理観を育成できるようにする。
4		自ら課題を設定し、調査研究や討議を行う演習科目を段階的に設置し、創造的思考力を高めることによって課題解決力を育て、自らの研究テーマに関する卒業研究を通して、自らの課題を深めることで、生涯にわたって学び続ける力をつける。
5		行政と連携したインターンシップ科目を通して、地域におけるボランティア等の体験的な学びを充実させ、組織的、計画的に活動することで、社会性や他者との協働性を身につけ、社会に貢献できる学生を育てられるようにする。

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-1】 2022 年度 学生便覧 【資料 F-5】

【資料 3-2-2】 平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） 【資料 F-13】 と同じ
<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html>

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学では、三つのポリシーを一貫性のあるものとして、自己点検・評価委員会において一括して見直しを行っている。建学の精神、大学の教育目的のもとに、ディプロマ・ポリシーを規定し、それを達成するための教育課程についてカリキュラム・ポリシーを規定している。以上のことからカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性は確保されている。【資料 3-2-3】

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-3】 平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） 【資料 F-13】 と同じ
<http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html>

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

両学部のカリキュラム・ポリシーで各科目群において必要な事項を示しており、これを踏まえて、授業科目を配置している。

シラバスの執筆については、シラバスの項目ごとに踏まえるべき内容等を示した「シラ

バスの作り方」を全教員に配布している。例えば、シラバスの「授業の概要と目標」の項目では、各科目の概要は、当該学科で定めた科目概要の記載に沿った内容であることを求めている。【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】

単位制度の実質を保つために、履修登録単位数の上限を設けることで、過度な科目の登録を避け、各年次にわたって適切に科目を履修できるよう、また、シラバスの「学習課題(予・復習)の内容と時間数」の項目にて、授業時間外で必要とする学習内容の記載することで、単位相当の学修量が保証されるよう努めている。

各学期の履修登録単位数の上限は、「平安女学院大学履修規程」第 5 条に原則 22 単位までと規定している。履修登録の上限単位数 22 単位の中には、卒業研究、学外での実習、単位互換科目は含まない。また、次の場合には上限単位数を 30 単位とすることができる。

【資料 3-2-6】

- ・ 2 年次以降、通算 GPA が 3.3 以上
- ・ 4 年次生で卒業要件単位を満たす必要がある場合
- ・ 子ども教育学科 1～3 年次生で複数の免許・資格を希望する場合

学生に対しては、学生便覧に単位制度についての説明を記載し、また、オリエンテーション等においても説明を行っている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-4】 令和 5（2023）年度シラバス作成について（依頼）

【資料 3-2-5】 令和 5（2023）年度シラバスの作り方

【資料 3-2-6】 平安女学院大学 履修規程

3-2-④ 教養教育の実施

本学では、大きな科目区分として「教養科目」「専門科目」の二つを設定しており、「教養科目」の中で教養教育を実施した。

国際観光学部では「教養科目」において「キリスト教学」「ジェネリックスキルⅠ～Ⅳ」「キャリアデザイン」を必修科目とし、基本的な知識・技能を身につけ、また、社会人として必要となる知識と技能を身につけるために「基礎科目」「教養展開科目」「キャリアデザイン科目」を配置している。【資料 3-2-9】

子ども教育学部においても「キリスト教学」「キリスト教文化」を必修科目としてキリスト教の精神に基づく人間性を涵養するとともに、「伝統文化論（茶道）」を通して日本文化への理解を深めている。【資料 3-2-10】

教務委員会のもとに設置した検討グループである教養教育担当者会議においては、令和 4（2022）年度に「教養教育のあり方」をもとに本学の教養教育についての考え方を検討した。「数理・データサイエンス・AI」に関する科目の導入について検討を行い、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」に申請できるように科目を整備していくこととした。

教養教育の実施体制としては教務委員会がそれにあたっている。教務委員会では「教養科目」における授業科目及び教員の配置について検討している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-2-9】 令和 4（2022）年度国際観光学科カリキュラム

【資料 3-2-10】 令和 4（2022）年度子ども教育学科カリキュラム

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

本学の授業方法の工夫・開発のための活動のひとつとして、毎学期、「授業評価アンケート」を、非常勤も含めた全教員を対象として実施している。その結果は大学ホームページ上で公開するとともに、科目別の結果を当該科目担当者に提供し、授業及び教授方法の工夫・改善に役立てている。同一科目を複数のクラスで開講し、それぞれ別の教員が担当する授業では、学期開始前等に授業内容や運営方法の確認を担当教員同士で行っている。その他、授業の運営等で課題がある場合には、学部教授会でも積極的に教員間の意見交換、情報交換を行い、改善に努めている。授業改善等に関する FD 研修も実施している。

アクティブ・ラーニングについては各学部において、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーション等を授業の特性に合わせて取り入れている。各学部の特徴的なアクティブ・ラーニングの取り組みとして、国際観光学部では、京都の代表的観光資源となっている歴史遺産・文化財等に対する巡見を講義に取り入れており、例えば、「京都の歴史」では、平安宮跡や神泉苑といった平安京ゆかりの地を巡り、講義で学んだ内容について実際に見聞きすることで、より理解が深まるような構成になっている。子ども教育学部では、教育現場、保育現場の実際を体験する科目「体験実習Ⅰ」「体験実習Ⅱ」を設けており、学生は大学の初年次から現場を踏まえた学びの場を得ている。

また、令和 2（2020）年 5 月に新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応として遠隔授業を取り入れた。そのことによって、Microsoft OneDrive や Microsoft Teams 等のツールの活用方法や、リアルタイム配信型、オンデマンド配信型といった遠隔授業の実施方法等、遠隔授業に関する様々な知見が蓄積されてきた。令和 5（2023）年度においては、原則としてすべての授業は対面で実施しつつも、合理的配慮による場合等には、遠隔授業での対応を取り入れている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

各学部のカリキュラム・ポリシーは教育目的を踏まえて、毎年度、ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーと合わせて見直しを行い自己点検・評価委員会で確認しており、今後も継続していく。

履修登録単位数の上限を設定しているが、子ども教育学部では、複数の免許資格を取得する場合、上限を 30 単位まで緩和している。ただし、毎年度、多数の学生が複数の免許資格を希望している状況に鑑み、カリキュラムのスリム化について引き続き検討する。

また、大学および各学部の教育目標の達成のために、「授業評価アンケート調査」等を継続し、その結果を踏まえ教育改善に取り組む。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

フィードバック

(1) 3-3の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法としては、アセスメント・ポリシーを定め、公式サイトにて公開している。アセスメント・ポリシーでは、点検・評価レベルを「機関レベル」「教育課程レベル」「科目レベル」の3レベルに分けて定めている。【資料 3-3-1】

学修成果の点検・評価にあたっては、アセスメント・ポリシーの点検・評価項目に定める資料をもとに、教務委員会や教授会で点検・評価している。子ども教育学部では、教員養成、保育士養成を主たる目的としていることから、教員免許や保育士資格の取得状況についても教授会で確認し、卒業率や学位授与数と合わせて、点検・評価している。

また、4年間の学修の集大成として、両学部とも卒業論文の提出を「卒業研究」で義務付けており、卒業論文の評価を学修成果の重要な指標としている。

令和5（2023）年度からは、「学生生活に関するアンケート調査」を「学生生活・学修行動に関するアンケート調査」と改め、「学生生活に関するアンケート調査」で行っていた学修時間の把握に加えて、学生の学修行動についても調査を行うこととした。この調査は全学年の学生を対象に、学修態度や学修成果（入学時と比較して現在までに身に付けた力）についての自己評価を、リッカート尺度を用いて回答させることで、その結果を点検・評価することを予定している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

3-3-①で記載した学修成果の点検・評価結果については、自己点検・評価委員会で報告し、点検・評価にもとづき、今後の改善課題について審議し、教育内容・方法及び学修指導等の改善につなげている。

「授業評価アンケート調査」の結果は、各授業科目の担当教員にフィードバックするとともに、著しく水準が低い場合や、確認を要すべきと思われる学生の自由記述がある場合等は、学長および学部長が当該教員と面談、状況を確認し、場合によっては助言や指導を行うことで、次学期以降の授業の改善に役立てている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 3-3-1】平安女学院大学ホームページ（アセスメント・ポリシー）

http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/assessment_policy.html

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

「授業評価アンケート調査」について、各授業科目の担当教員へのフィードバックや、学長および学部長による助言や指導を継続的に実施するとともに、自己点検・評価委員会

での分析を進め、教育内容や学修指導の改善に役立てていく。

また、令和5(2023)年度より実施する「学生生活・学修行動に関するアンケート調査」において、学生の学年ごとの学修行動の変化等をよりの確に把握するとともに、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーの点検・評価にも活用する。

【基準3の自己評価】

本学では、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準を策定し、周知しており、単位認定基準、卒業認定基準を厳正に適用している。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保して定め、周知している。カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程を体系的に編成し、シラバスを適切に整備しており、履修登録単位数の上限を適切に設定することで、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。教養教育についても適切に実施しており、アクティブ・ラーニングなどの授業内容・方法についても工夫をするとともに、教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用している。

三つのポリシー、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果は、アセスメント・ポリシーを定め、各種アンケート調査や単位修得状況、卒業率等に基づいて点検・評価を行い、その結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

以上のとおり、基準3の基準を満たしている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

本学では、学則第 5 条において、「学長は校務をつかさどり、所属職員を統括する」と定めており、学長を大学運営における最高責任者として位置付けている。【資料 4-1-1】

学長がリーダーシップを適切に発揮するために、学則第 5 条第 2 項に「本学に副学長を置く。副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」と規定している。また、組織規程第 4 条において、「学長は必要に応じて学長補佐を置くことができる」と定めている。令和 5（2023）年度については、副学長 1 人を任命しているが、機動的な大学運営に努めるため、必置ではない学長補佐は任命していない。【資料 4-1-2】

学長の意思決定を補助するためには、学部長、教学部長、学生部長、入学センター長等で構成する執行部会を置いており、原則として毎月開催している。執行部会では、各学部や各委員会等の状況を共有するとともに、全学的な重要事項について協議している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-1-1】平安女学院大学 学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-2】平安女学院大学 組織規程

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学は、権限の適切な分散と責任の明確化のため、学長、副学長、学長補佐の職務、任期等を「平安女学院大学組織規程」において規定している。【資料 4-1-3】

本学の教学に関する意思決定組織としては学部教授会、各種委員会等がある。大学の管理運営は、学校教育法や大学設置基準等の関係法令に則るとともに、学則第 8 条に規定する学部教授会で教学に関わる重要事項を審議し、教務委員会で調整をすることとしている。

【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】

学部教授会は原則として毎月第 2 週に開催し、教学に関わる諸議案を審議している。また、大学運営に関わる重要事項については理事会の承認事項としている。

学部教授会の構成員については、「国際観光学部教授会規程」第 1 条及び「子ども学部教授会規程」第 1 条において「学長が学部長と協議の上、指名する」と規定され、現在は全ての専任教員及び特別任用教員が構成員として学部教授会に出席している。【資料 4-1-6】

【資料 4-1-7】

教授会の意見を聴くことが必要な事項については「教育研究に関する重要事項についての内規」第2条にて「学長は各学部の教授会規程第4条第1項第1号から第2号に掲げる事項について、教授会の意見を聴くものとする。」と規定して、予め教授会の意見を聴いている。具体的には、学生の入学、卒業及び課程の修了と学位の授与について意見を聴いている。【資料 4-1-9】

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-1-3】 平安女学院大学 組織規程【資料 4-1-2】と同じ

【資料 4-1-4】 平安女学院大学 学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 4-1-5】 教務委員会規程 【資料 2-2-1】と同じ

【資料 4-1-6】 国際観光学部教授会規程

【資料 4-1-7】 子ども教育学部教授会規程

【資料 4-1-8】 教育研究に関する重要事項についての内規

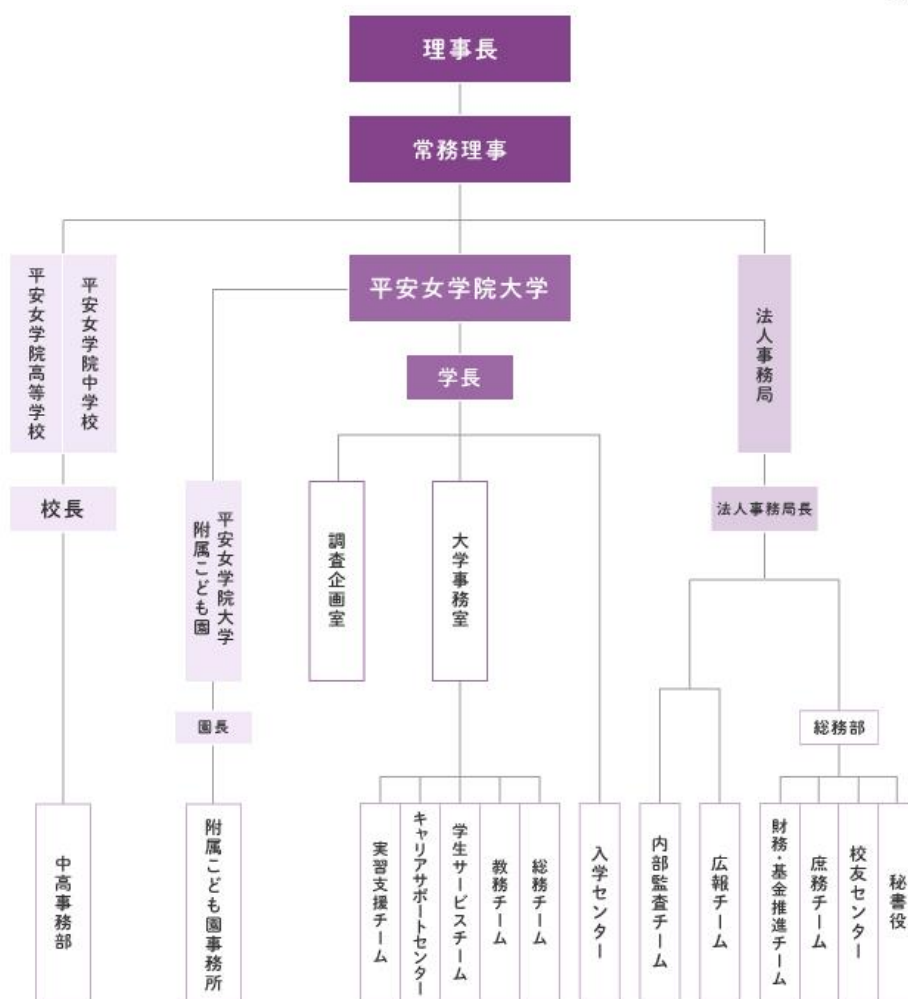
4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織は「学校法人平安女学院組織規程」「平安女学院大学組織規程」に基づき、大学事務室が法人事務局と連携しながら業務を遂行している。

令和5（2023）年5月1日現在で大学の事務職員としては、京都キャンパスおよび高槻キャンパスで計49人（パート職員や派遣職員を含む）を配置している。本学は2学部2学科の小規模大学ではあるが、学部単位でキャンパスが分かれており、一定の人数が必要な状況にある。事務組織としては、各キャンパスに総務チーム、教務チーム、学生サービスチーム、キャリアサポートセンターを設置している。また、子ども教育学部では、教育実習や保育実習に係る外部機関との調整や事務的な対応を要するため、実習支援チームを設置している。その他、学長のもとに入学センター、調査企画室を設置している。【資料 4-1-9】【資料 4-1-10】【資料 4-1-11】

表 4-1-1 学校法人平安女学院事務組織図

更新日 2023.6.1



職員の人事については、「学校法人平安女学院就業規則」第 6 条に「教職員の採用、異動、休職、復職、退職および解雇に関する人事は、所属長の意見具申に基づき、理事長がこれを行う。」と定めている。これに基づき、職員採用計画は、各所属長の意見具申等に基づき、法人事務局長のもとで人事を担当する法人事務局庶務チームが立案する。なお、本学では欠員補充が必要な場合や組織改編にあわせて採用計画を立案している。【資料 4-1-12】

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-1-9】 学校法人平安女学院 組織規程

【資料 4-1-10】 平安女学院大学 組織規程【資料 4-1-2】と同じ

【資料 4-1-11】 令和 4（2022）年度大学教職員一覧表

【資料 4-1-12】 学校法人平安女学院 就業規則

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、学長のリーダーシップが適切に発揮できるよう副学長、学長補佐などが補佐する体制を整備している。学長のリーダーシップのもと、意思決定のプロセスは明確である。ただし、学長と副学長はいずれも大学本部である京都キャンパスを主たる勤務地としているため、オンライン等も活用し、特に高槻キャンパスの子ども教育学部でもリーダーシップが発揮できるよう引き続き留意する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は、令和 5（2023）年 5 月 1 日現在、国際観光学部に 19 人、子ども教育学部に 19 人の専任教員を配置しており、大学設置基準第 10 条に定める基幹教員数を満たしている。また、必要教授数 17 人に対して教授は 21 人であり大学設置基準第 10 条に定める教授数を満たしている。

表 4-2-1 教員配置数 令和 5（2023）年 5 月 1 日現在

	基幹教員数					設置基準上必要基幹教員数	設置基準上必要基幹教授数
	教授	准教授	講師	助教	計		
国際観光学部	13	1	1	4	19	14	7
子ども教育学部	8	4	1	6	19	8	4
大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員数						12	6
合計	21	5	2	10	38	34	17

※1 上記基幹教員数に学長は含まない

※2 令和 4（2022）年 9 月 30 日改正 大学設置基準 附則第 4 条第 1 項における教員に関する経過措置を適用しているため、表中は専任教員数を記載している

本学における教員の採用・昇任等は「平安女学院大学専任教員選考規程」及び「平安女学院大学教員の昇任審査内規」によって定められている。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】

具体的な採用までのプロセスについては、①退職予定の教員などの調査②学長から各学部部長への聞き取り③学長が人事委員会を招聘④候補者を人事委員会にて審議⑤理事会審議・承認⑥教授会に報告、となる。

採用にあたっては、国立研究開発法人科学技術振興機構の「JREC-IN」等で募集要項を掲載し、公募を行っている。募集に際しては、履歴書、業績調書、業績を裏付ける資料（論文抜刷り等）の提出を必須としている。選考にあたっては「平安女学院大学専任教員選考規程」に基づき、教育業績及び研究業績と募集分野の適合性を審査するとともに、学長等による面接を経て、人格、経歴なども含めて総合的に判断することとしている。また、キリスト教教育を柱とする建学の精神への理解も重要視している。令和 5（2023）年度に向けては国際観光学部で 1 人、子ども教育学部で 5 人の教員を公募などで募集し、令和 5（2023）年 4 月 1 日付で採用している。

昇任については、「平安女学院大学教員の昇任審査内規」の基準に基づいて、人事委員会で審議の後に理事会で決定し、教授会に報告している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-2-1】平安女学院大学 専任教員選考規程

【資料 4-2-2】平安女学院大学 教員の昇任審査内規

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学の FD 活動については「平安女学院大学組織規程」の第 8 条第 1 項に FD 委員会の設置を明記している。

令和 4（2022）年度の FD の取組としては、授業や学務等の空き時間を利用して受講できるよう、事前に作成した研修動画を配信する方法で「ファイルのやりとりにクラウドを使う」というテーマで全学 FD を実施した。【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】

また、子ども教育学部では「聴覚障害のある学生の理解と支援」というテーマで、特別支援学校から外部講師を招き、現場の状況や対応等について学びを深めた。【資料 4-2-5】

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-2-3】メール配信 - 2022 年度 FD 動画の配信について

【資料 4-2-4】2022 年度 FD 研修資料

【資料 4-2-5】2022 年度 3 月教育の質向上・FD プロジェクト報告（子ども教育学部）

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4（2022）年度の FD は、クラウドの利用方法や配慮を必要とする学生への対応方法等、授業や学生対応にあたって具体的な内容を扱った。引き続き、実践的な教育方法等を学ぶ機会を設けるとともに、学校教育法等の法令や制度的な方向から教育内容を見直す

ような内容のFDを計画する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

基準項目4-3を満たしている。

(2) 4-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学では、SD活動を実施する機関としてSD委員会を設置している。【資料4-3-1】

令和4(2022)年度は11月に京都キャンパスと高槻キャンパスをオンラインで繋げ、「カリキュラム整備等に関する勉強会-2021年度自己点検評価の結果を踏まえて」と題して、自己点検・評価結果に基づき、特に教育課程で改善すべき事項について、教学部長から教職員への説明を行った。また、シラバス作成における注意点等について、教務担当職員から説明を行った。【資料4-3-2】

令和4(2022)年12月には、日本私立学校振興・共済事業団が学内研修用教材として作成・配信した動画を全教職員に配信し、補助金制度への理解を深めるよう努めた。【資料4-3-3】

その他、大学職員としての運営能力や高等教育への関心と専門的資質・能力の向上を図るため、大学コンソーシアム京都などが主催する各種研修会への参加を推奨している。令和4(2022)年度は事務職員1人がSD共同研修プログラムに参加した。

※エビデンス集(資料編)

【資料4-3-1】平安女学院大学 SD委員会規程

【資料4-3-2】令和4(2022)年度第1回SD要項

【資料4-3-3】SD動画配信文

(3) 4-3の改善・向上方策(将来計画)

SD動画の配信やオンラインで両キャンパスを繋いでSDを実施しており、今後も引き続き教職員の資質向上のため実施していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4の自己判定

基準項目4-4を満たしている。

(2) 4-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では専任及び特任教員に「教員執務室」を配当している。京都キャンパスの教員執務室のうち1室は3人の教員で分割使用する部屋であるが、パーティションで区切ることによって個室と同様の環境を確保している。その他はすべて個室の執務室である。室内には机、椅子、書架、面談及び作業に使用できるミーティングテーブルと椅子を配置している。就任時は大学からパソコン及びプリンターを貸与している。面積は京都キャンパス 12 m²、高槻キャンパス 20 m²が標準的な広さとなっている。また、京都キャンパスでは複数の教員が自由に使用できる「共同教員執務室」を設け、教員間の打ち合わせや学生指導に利用している。【資料 4-4-1】【資料 4-4-2】

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-4-1】 2022 年度平安女学院大学京都キャンパス 校舎平面図【資料 2-5-1】と同じ

【資料 4-4-2】 2022 年度平安女学院大学高槻キャンパス 校舎平面図【資料 2-5-2】と同じ

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究活動に関しては「平安女学院大学における研究活動上の不正防止に関する規程」「平安女学院大学における研究倫理審査規程」「平安女学院大学における研究データ保存等に関する細則」を定めて教職員に周知している。これらの規程は大学ホームページにて公表している。【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】

また「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「公的研究費の不正使用防止及び公正な研究活動の推進等に関する基本方針」「平安女学院大学における公的研究費不正防止計画」を定め、大学ホームページにて公表しており、本学の責任体制等最高管理責任者を学長とした責任体制を明確にしている。【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】

公的研究費の使用に関しては、「科学研究費助成事業取扱規程」などの規定に基づき厳正に管理している。【資料 4-4-8】

研究実施にあたり、人を対象とした研究については、「平安女学院大学における研究倫理審査規程」を定め、研究を実施しようとする時に、学術研究委員会に研究倫理審査申請書に必要な事項を記入し申請するものとしている。令和 4 (2022) 年度は 5 件の申請があった。

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-4-3】 平安女学院大学における研究活動上の不正防止に関する規程

【資料 4-4-4】 平安女学院大学における研究倫理審査規程

【資料 4-4-5】 平安女学院大学における研究データ保存等に関する細則

【資料 4-4-6】 公的研究費の不正使用防止及び公正な研究活動の推進等に関する基本方針

【資料 4-4-7】 平安女学院大学における公的研究費不正防止計画

【資料 4-4-8】 科学研究費助成事業取扱規程

4-4-③ 研究活動への資源の配分

個人研究費は専任教員 1 人あたり 10 万 6,000 円から 16 万円を、特任教員には 77,000 円から 90,000 万円を職位等に応じて支給している。その使用にあたっては、総額の 40% まで旅費にあてることを可能としている。なお、個人研究費で購入した書籍や物品については、退職時に大学へ寄贈することになっている。

また、個人研究費とは別に国際観光学部・子ども教育学部それぞれに「共同研究費」として 25 万円を予算化している。【資料 4-4-9】

教員の研究に関する人的支援としては、科学研究費助成金の申請などの学内説明会を開催し、情報発信や申請資料の確認等で支援している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 4-4-9】 個人研究費及び共同研究費執行状況資料

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

教育環境の整備については、教員への希望調査を実施して優先順位をつけ、経常予算とは別枠の「教育環境整備計画」や科学研究費助成金の間接経費を活用して整備を行うことを計画している。

個人研究費については、教育研究力の維持・向上に係る経費であるが、本学では教員間の金額差が大きく、他大学に比して全体的な支給額は高くない。令和 5（2023）年度以降の支給額については、学院の財務状況や各教員の執行状況を参考とし、慎重に検討し、改善を図っていく。

【基準 4 の自己評価】

無線 LAN で高速インターネットを利用できる Wi-Fi スポットの設置は、京都キャンパスが先行したが、教育環境整備計画の中で 5 カ年計画により両キャンパスとも順次整備を行っている。また、研究環境に関する教員へのアンケート調査結果を参考に今後の整備計画を検討する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学院は、学校法人平安女学院寄附行為第 3 条において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、キリスト教の精神にもとづく教育を行うことを目的とする。」と定め、法令の遵守、経営の規律と誠実性の維持に努めている。【資料 5-1-1】

寄附行為は、私立学校法第 33 条の 2 の規定に基づき事務所に備え置き、閲覧の請求があった場合には、拒否する正当な理由がある場合を除いて閲覧に供することとしている。また、ホームページでも広く公表している。私立学校法第 47 条に規定される財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書については、毎年度 5 月末まで作成している。

情報の公表については、私立学校法第 63 条の 2 や学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定された項目に加え、教職課程を有する大学として、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に指定された教員養成の状況についても、ホームページに掲載している。その他、役員及び評議員名簿については、役員報酬基準とあわせて、常に最新の状況をホームページに掲載している。

組織倫理については「学校法人平安女学院組織規程」「平安女学院大学組織規程」において大学の組織を定め、その職務権限・内容について規定している。【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】

組織倫理に関しては「学校法人平安女学院就業規則」により教職員の一般的な倫理規範を定め、教育研究活動に関しては「平安女学院大学における研究活動上の不正防止に関する規程」「平安女学院大学における研究倫理審査規程」を定めている。法人諸規程においては、「学校法人平安女学院 公益通報に関する規程」を制定しており、諸規程に違反する行為またはそのおそれがある行為について早期発見及び是正を図るための必要な体制を整備している。また、「学校法人平安女学院 コンプライアンス規程」では、学校法人としての目的の達成に努めるとともに、理事および教職員が自らの社会的責任と公共的使命の重さの自覚に基づき、倫理・コンプライアンスを確立するために守るべき基準を定めており、この規定に違反する行為等が認められた場合には、学院を挙げて問題の解決に当たり、原因の究明、事態の是正、再発防止に努めることとしている。【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-1-1】 学校法人平安女学院 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-1-2】 学校法人平安女学院 組織規程 【資料 4-1-9】 と同じ

- 【資料 5-1-3】 平安女学院大学 組織規程 【資料 4-1-2】 と同じ
- 【資料 5-1-4】 学校法人平安女学院 就業規則 【資料 4-1-12】 と同じ
- 【資料 5-1-5】 平安女学院大学における研究活動上の不正防止に関する規程
【資料 4-4-3】 と同じ
- 【資料 5-1-6】 平安女学院大学における研究倫理審査規程 【資料 4-4-4】 と同じ
- 【資料 5-1-7】 学校法人平安女学院 公益通報等に関する規程
- 【資料 5-1-8】 学校法人平安女学院 懲戒委員会規程
- 【資料 5-1-9】 学校法人平安女学院 コンプライアンス規程

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本学院では、最終的な意思決定機関として理事会、その諮問機関として評議員会を置き、使命・目的の実現に努めている。そのための具体的な計画として、5年サイクルの中期経営計画を策定している。

現在は「学校法人平安女学院 第3次中期経営計画（2020年度～2024年度）～学院創立150周年に向けて～」の実施期間にある。この計画の策定にあたっては、第2次中期経営計画の実施状況を検証した。また、平成29（2017）年度に受審した大学機関別認証評価の評価結果を踏まえた内容としている。計画では、設置校及び法人のそれぞれにおいて、現状と課題を整理した上で、目標を明記している。【資料 5-1-10】

単年度の事業計画としては、中期経営計画に基づき、当該年度の前年度末までに事業計画書を作成しており、その達成状況については、当該年度の事業報告書にて明らかにしている。

また、令和3（2021）年9月には、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たすために、本学が加盟する日本私立大学協会が作成した「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード<第1版>」に準拠した「平安女学院大学ガバナンス・コード」を策定した。ガバナンス・コードについては、毎年度、その対応状況を点検しており、適切なガバナンスの確保に努めている。【資料 5-1-11】【資料 5-1-12】

このように本学院では使命・目的の実現のために継続的な努力をしている。

※エビデンス集（資料編）

- 【資料 5-1-10】 学校法人平安女学院第3次中期経営計画（令和2（2020）～令和6（2024）年度） 【資料 1-2-5】 と同じ
- 【資料 5-1-11】 平安女学院大学ガバナンス・コード
- 【資料 5-1-12】 平安女学院大学ガバナンス・コードの実施状況について

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関する取組としては、再生可能エネルギーの普及拡大のため、令和32（2050）年までに使用電力を100%再生エネルギーへ転換する「再エネ100宣言 RE Action（アールイーアクション）」に、京都市と連携して参加している。

また、期間限定ではあるが、京都キャンパスでのイルミネーションでは活動の一環として、プラグインハイブリット車・燃料電池自動車の再エネで給電する環境にやさしい再エ

ネ 100%イルミネーションを行った。【資料 5-1-13】【資料 5-1-14】

本学はキリスト教精神に基づく教育を通して自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神を体得した人間を育成することを目的としており、この教育目的を踏まえ、一人ひとりが受け入れられ、尊重される平等な人間関係を作っていくことを表明している。

この基本的な考え方にに基づき、ハラスメント行為を防止するために、「学校法人平安女学院ハラスメント防止規程」を定めており、禁止行為や管理体制を明示している。また、教職員に向けたハラスメント防止の分かり易い指針として、具体的なハラスメント行為の例示や相談窓口等を記載したリーフレット『ハラスメントは許しません！！』を事務室内に掲示している。【資料 5-1-15】【資料 5-1-16】

学生に向けては、学生便覧に「人権問題に対する取組」と「セクシュアルハラスメントの防止のために」の項目を設けて、本学の取組内容や相談窓口を掲載している。学生からの相談内容については、プライバシーを厳守するとともに、内容によっては女性職員やカウンセラー、看護師が対応するなど、女子大学として細やかに配慮している。【資料 5-1-17】

安全への配慮に関しては、大学の消防計画を作成し、高槻キャンパスにおいては、毎年消防訓練を実施している。耐震改修の実施状況として、高槻キャンパスの校舎については、新耐震基準制定後の昭和 62（1987）年に完成しているため、新耐震基準を満たしている。非構造部材の耐震対策としては、体育館の吊り天井部分を撤去した。京都キャンパスの主たる校舎である室町館は、新耐震基準以前の建築物であり、耐震診断の結果を踏まえて、平成 30（2018）年度に耐震工事を実施した。

情報の管理については、「学校法人平安女学院個人情報保護規程」「ネットワークシステム利用規程」などの規程のもと、教職員の情報ネットワークの利用にあたっては申請書の提出を必須としており、インターネット利用時のセキュリティ確保に努めている。

なお、マイナンバーカードの取り扱いについては、別途規程を設けて厳重な取り扱いを心掛けている。【資料 5-1-18】【資料 5-1-19】【資料 5-1-20】【資料 5-1-21】

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-1-13】 令和 4（2022）年度アグネスイルミネーション案内（ホームページ記事抜粋）

【資料 5-1-14】 再生イルミネーション（ホームページ記事抜粋）

【資料 5-1-15】 「ハラスメントは許しません！！」

【資料 5-1-16】 学校法人平安女学院 ハラスメント防止規程

【資料 5-1-17】 学生生活ガイドライン（学生便覧掲載文を抜粋）

【資料 5-1-18】 学校法人平安女学院 個人情報保護規程

【資料 5-1-19】 ネットワークシステム利用規程

【資料 5-1-20】 インターネット電子メールシステム利用に関する規程

【資料 5-1-21】 学校法人平安女学院 個人番号及び特定個人情報取扱規程

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学では組織に関する規則に基づき適切な運営を実施している。引きつづき、私立学校法をはじめとする法令等の改正や社会の変化に対応していく。特に、令和 7（2025）年 4 月 1 日に施行される私立学校法改正に向けては、その趣旨や内容を十分に理解した上で、寄附行為変更案の検討に着手する。

中期経営計画については、各年度の事業報告や自己点検・評価を通して進捗状況を確認しているが、令和 6（2024）年度には次期中期経営計画の検討を控えていることもあり、学院全体で進捗状況の確認を実施する。

ガバナンス・コードについては、私立大学協会の「日本私立大学協会憲章 私立大学版ガバナンス・コード」に準拠して作成したが、小規模大学である本学の実情とは合致しない項目もあるため、令和 5（2023）年度の点検と並行して改訂案を検討する。

これまでは消防訓練を高槻キャンパスのみで実施していたが、京都キャンパスにおいても、令和 5（2023）年度より 10 月下旬に開催される大学祭の前に行うことを計画している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学院は、最終的な意思決定機関である理事会を寄附行為第 15 条に則り、適正に開催し、事業計画、予算、決算、財産の管理運営、教職員の採用人事、諸規程の改廃等の重要事項について審議を行っている。

理事の選任については、寄附行為第 6 条に規定している。理事の定数は、小規模法人であることを踏まえ、5 人以上 8 人以内と少数制としており、機動的な意思決定に努めている。令和 5（2023）年 5 月 1 日時点での理事は 6 人であったが、令和 5（2023）年 5 月 24 日付で中学校高等学校長を選任し、7 人体制に強化した。理事の選任方法は次のとおりである。【資料 5-2-1】

表 5-2-1 理事の選任

理事の選任 （寄附行為第 6 条）	理事は次の各号に掲げる者とする。 (1) 大学長、高等学校長、中学校長および認定こども園長のうちから理事会で選任された者 1 名以上 2 名以内 (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 1 名 (3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者
----------------------	--

	<p>3名以上5名以内</p> <p>2. 理事はこの寄附行為第3条の趣旨を達成するに適する者でなければならない。また、理事はキリスト教を尊重する者でなければならない。</p> <p>3. 第1項第1号および第2号の理事は、当該各号に掲げる職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p>
--	--

令和5(2023)年4月3日開催の理事会では、前理事長の退任に伴い、新理事長を選任した。また、同日付で、理事3人が就任した。その手続きは寄附行為の規定に基づき、適切に行われた。

理事長の業務を補佐するためには、寄附行為第5条第3項に専務理事及び常務理事を置くことができると規定しており、令和5(2023)年5月1日現在では常務理事3人を選任している。

建学の精神であるキリスト教精神に基づく教育を担保するためには、理事の要件に「キリスト教を尊重する者」であることを規定している。

本学院では、原則として、毎月、理事会を開催している。令和4(2022)年度は、臨時を合わせて全10回開催しており、出席状況は表5-2-1のとおりである。

表 5-2-1

開催日	2022年						2023年			
	5/31	6/29	7/27	9/28	10/26	12/21	1/27	2/22	3/1	3/29
現員	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4
出席者	5	5	5	5	5	4	3	4	4	3
意思表示書	0	0	0	0	0	1	2	1	1	1
監事出席者	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2

※エビデンス集(資料編)

【資料 5-2-1】学校法人平安女学院 寄附行為 【資料 F-1】と同じ

(3) 5-2の改善・向上方策(将来計画)

理事会は寄附行為に基づき適切に開催、運営されている。特に、大学を取り巻く社会の変化に対応するべく、理事会の意思決定が迅速にできる体制の維持に努める。

令和5(2023)年の通常国会に提出された「私立学校法の一部を改正する法律案」が令和5(2023)年4月26日に参議院本会議にて可決され、同5月8日に公布された。この法律案では、外部理事の必要人数の引き上げ、理事と評議員の兼職禁止などが盛り込まれている。法令を遵守しつつ、理事会と評議員会が有機的に協働できる新体制を検討する。また、不正や不祥事を防止する仕組みも強化する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

理事長は、国際観光学部所属の教授であり、副学長を兼務している。学部教授会の構成員でもあるため、大学の管理運営や教学について、現状を十分に把握している。また、学長は常務理事であり、理事会や常務会への出席等を通じて、法人全体の動向を理解した上で、大学を統括している。

原則週一回、理事長、学長を含む常務理事、関係理事による常務会を開催し、理事会付議案件の検討事項、その他重要な案件について議論し、判断している。【資料 5-3-1】

理事会・教授会・常務会を通じ、運営面において法人と大学が円滑な関係を保ち、経営方針を教育活動にも反映させる仕組みが構築されている。

理事長は理事会で議長を務め、法人の重要事項の協議、決定においてリーダーシップを発揮している。

大学内では、概ね第一週目に開催する各委員会にて、それぞれの所管事項を検討している。これを経て、第二週目から第三週目に開催する学部教授会では、学部に係る重要事項を協議している。概ね第四週目に開催する執行部会では、各委員会や学部教授会の状況を共有するとともに、大学全体に係る重要事項を全学的な視点から協議している。令和 5

(2023) 年度の執行部会については、学長（常務理事を兼務）、副学長（理事長を兼務）、学部長、学務主幹、教学部長、入学センター長、学生部長、就職部長、伝統文化研究センター長（常務理事を兼務）、大学事務室部長を構成員としている。大学の執行部には、理事会の構成員である理事長及び常務理事 2 人が含まれていることもあり、法人と大学間では、円滑な意思決定が行われている。【資料 5-3-2】

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-3-1】 2023 年度常務会構成員

【資料 5-3-2】 平安女学院大学 執行部会規程

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

理事長（兼副学長）及び学長（兼常務理事）のいずれも、理事会、常務会、大学の執行部会に出席しており、法人及び大学の相互チェックが機能する体制となっている。また、令和 5 (2023) 年 5 月 24 日付で、中学校高等学校の校長を理事に選任した。これにより、中学校高等学校との相互チェック体制も強化した。【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】

評議員会については、寄附行為第 18 条に則り、理事定数の二倍を超えた評議員により構成している。令和 5 (2023) 年 5 月 24 日付では、15 人の評議員を選任している。評議

員の選任及び評議員会の開催状況については、下表のとおりである。【資料 5-3-5】

表 5-3-1 令和 4 (2022) 年度 評議員会の開催状況

開催日	2022 年 5 月 31 日	2022 年 12 月 21 日	2023 年 3 月 29 日
現員	11	11	10 (※)
出席者	11	9	9
意思表示書	0	2	1
監事出席者	2	2	2

(※) 令和 5 (2023) 年 3 月 20 日に 1 人の辞任があり、一時的に 10 人となったが、令和 5 (2023) 年 4 月 3 日には、理事 6 名に対して 14 人の構成となった。

表 5-3-2 評議員の選任

評議員の選任 (寄附行為第 23 条)	<p>評議員は次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) この法人の教職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 3 名</p> <p>(2) この法人の設置する学校を卒業した者で、年令 25 才以上の者のうちから理事会において選任した者 1 名</p> <p>(3) 学識経験者のうちから理事会において選任した者 7 名以上 14 名以内</p> <p>2 評議員数は、11 名以上 18 名以内とし、かつ理事数の 2 倍を超える数とする。</p>
------------------------	--

監事については、弁護士と地元大手信用金庫で常勤監事を務めた者との 2 人を選任しており、理事会及び評議員会への積極的な出席や法人事務局との日常的な情報交換等を通じて、法人業務の執行状況を監査している。【資料 5-3-6】

※エビデンス集 (資料編)

【資料 5-3-3】 2023 年度常務会構成員 【資料 5-3-1】 と同じ

【資料 5-3-4】 平安女学院大学 執行部会規程 【資料 5-3-2】 と同じ

【資料 5-3-5】 学校法人平安女学院 寄附行為 【資料 F-1】 と同じ

【資料 5-3-6】 監事監査報告書

(3) 5-3 の改善・向上方策 (将来計画)

令和 5 (2023) 年度当初に、理事長、理事、評議員、監事のいずれも入れ替わっており、新たな運営体制となった。あわせて機構改革や理事の役割分担も明確化した。ただし、本学院の規模では、常勤の監事を置くことが難しいため、非常勤の監事 2 人と法人事務局等の連携を密にして、法人全体のチェック機能の強化を図る。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

本学院では、中期経営計画において、年度別の収支目標を定めている。令和 4（2022）年度の経常収支差額について、中期計画では約 11 百万円を目指していたが、令和 4（2022）年度決算では 86 百万円となった。【資料 5-4-1】

課題としている有利子負債の削減は、令和 4（2022）年度期末残高の計画値 1,953 百万円に対し、実績は 1,841 百万円であり、令和元（2019）年度比で 717 百万円を削減している。令和 6（2024）年度末の計画値である 1,400 百万円に向けて、計画的に削減を進めていく。

平安女学院大学

表 5-4-1 第3次中期経営計画（2020年度～2024年度）との実績比較 (単位：百万円)

	2019年度実績	事業計画 2020年度	2020年度実績	乖離	事業計画 2021年度	2021年度実績	乖離	事業計画 2022年度	2022年度実績	乖離
学生生徒納付金	1,401	1,472	1,493	21	1,464	1,453	▲11	1,420	1,295	▲125
経常費等補助金	552	510	632	122	482	608	126	481	603	122
その他収入	159	113	136	23	86	105	19	113	146	33
教育活動収入計	2,112	2,095	2,261	166	2,032	2,166	134	2,014	2,044	30
人件費	1,066	1,080	1,173	93	1,081	1,105	24	1,029	1,083	54
教育研究費	692	733	683	▲50	733	651	▲82	733	644	▲89
管理経費等	204	225	195	▲30	224	210	▲14	225	216	▲9
教育活動支出計	1,962	2,038	2,051	13	2,038	1,966	▲72	1,987	1,943	▲44
教育活動収支差額	150	57	210	153	▲6	200	206	27	101	74
教育活動外収入計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育活動外支出計	22	18	21	3	17	17	0	16	15	▲1
教育活動外収支差額	▲22	▲18	▲21	▲3	▲17	▲17	0	▲16	▲15	1
経常収支差額	128	39	189	150	▲23	183	206	11	86	75
有利子負債期末残	2,558	2,244	2,294	50	2,137	2,085	▲52	1,953	1,841	▲112
学生生徒総数	1,462	1,545	1,548	3	1,535	1,530	▲5	1,489	1,404	▲85

※ 2024年度有利子負債計画残高 1,400百万円

表 5-4-2 運用資産と外部負債との比較 (単位：百万円)

	2018年度 ※中期計画開始前年度	2020年度	2021年度	2022年度
運用資産①	920	1,070	1,127	1,003
内、現預金	796	946	1,003	883
内、有価証券	4	4	4	0
内、特定資産	120	120	120	120
外部負債②	2,980	2,393	2,143	1,941
内、借入金	1,970	1,460	1,256	1,136
内、学校債	917	834	828	705
内、未払金	93	99	59	100
① - ②	Δ2,060	Δ1,323	Δ1,016	Δ938

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-4-1】事業活動収支計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

【資料 F-11-5】に含む

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

外部負債以上の運用資産を確保することが、安定した財務基盤を確立することとなる。

京都キャンパスの耐震工事、こども園の大規模改修工事、バス停、食堂、茶室等の工事により膨らんだ有利子負債であるが、平成30(2018)年度の運用資産から外部負債を控除した金額Δ2,060百万円を早期に半減させることを目指して進めてきており、令和4(2022)

年度は△938百万円となった。今後とも更なる削減を図る。しかし、外部負債が運用資産を大きく上回る状況は、当面継続することが見込まれるため、取引金融機関3行庫で900百万円の当座貸越契約を締結し、資金繰りにおける万一のリスク回避策としている。なお、現在までに本契約を利用した実績はない。【資料5-4-2】

令和4(2022)年度における経常収入ベースである学生生徒等納付金は経常収入の63.3%、経常費等補助金は29.5%、合計で92.8%となる。経常支出では、人件費が55.3%、教育研究費が32.9%、合計で88.2%となる。【資料5-4-3】

本学の収支における最も重要な課題は、主たる収入となる学生生徒等納付金の確保である。しかしながら、特に大学の入学者数が急減しており、学生生徒納付金収入と経常費補助金収入のいずれも減少傾向にある。主たる収入の減少に伴い、令和4(2022)年度までは、経常収支差額で黒字を確保してきたが、令和5(2023)年度の決算では赤字に転換することを予測している。

表5-4-3 事業活動収支計算書 抜粋

(単位：百万円)

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度予算
学生生徒等納付金	1,401	1,493	1,453	1,295	1,176
経常費等補助金	552	632	608	603	586
経常収入	2,112	2,261	2,165	2,044	1,830
人件費	1,066	1,173	1,105	1,083	1,039
教育委研究費	692	680	651	644	662
経常支出	1,984	2,072	1,982	1,957	1,912
経常収支差額	128	188	183	86	△81
学生生徒総数(人)	1,462	1,548	1,530	1,404	1,285

※エビデンス集(資料編)

【資料5-4-2】貸借対照表(令和5年3月31日) 【資料F-11-5】に含む

【資料5-4-3】事業活動収支計算書(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

【資料F-11-5】に含む

(3) 5-4の改善・向上方策(将来計画)

安定した財政基盤と収支バランスを確保するために、学生生徒数の増加を目指すとともに、支出の削減にも努める。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5の自己判定

基準項目5-5を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学院では、学校法人会計基準に基づき、「学校法人平安女学院経理規程」「学校法人平安女学院予算執行規程」等の規程を整備している。実務的に対応の難しい財務案件については、日本私立学校振興・共済事業団および公認会計士に適宜アドバイスを仰いでおり、本学院では適切に会計処理を行っている。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

また、当初予算で想定されていない収入・支出については、補正予算を編成し、理事会での承認を得ている。

以上のことから、会計処理を適正に実施している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-5-1】平安女学院 経理規程

【資料 5-5-2】平安女学院 予算執行規程

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

令和 4（2022）年度決算時において、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を受けるために、計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）を作成し、学校法人会計基準に準拠して作成され適正である、との意見であった。

監査報告において、監事との意見交換も実施している。以上より、会計監査の体制は整備され、厳正に実施されている。

※エビデンス集（資料編）

【資料 5-5-3】監事監査報告書（令和 5 年 5 月 23 日） 【資料 F-11-5】に含む

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準、「学校法人平安女学院経理規程」に則り、継続的に適切な会計処理を行い、会計監査の厳正な実施に取り組む。

【基準 5 の自己評価】

本学院は学校教育法、私立学校法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、寄附行為、法人諸規程、大学の学則や諸規程に基づき運営を行っている。

令和 2（2020）年度から 3 期連続して経常収支差額での黒字を計上し、収支バランスは確保している。課題である有利子負債の削減も順調に進めている。

また、学校法人会計基準に準拠し、学校法人平安女学院経理規程をはじめとする諸規程に基づき適正な会計処理を行い、毎年度の監事監査でも適正と認められている。従って、基準 5 を満たしている。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

内部質保証において重要な取り組みである自己点検・評価について、学則第 2 条で「本学はその教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。」と規定している。【資料 6-1-1】

また、「自己点検・評価規程」第 1 条において、「本学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら行う点検・評価及び外部評価等に関し必要な事項を定める」と規定し、自主的・自律的な自己点検・評価の実施を定めている。【資料 6-1-2】

内部質保証の実施体制等については、令和 4（2022）年 9 月の自己点検・評価委員会において「内部質保証の方針」を定め、ホームページで公開している。同方針では、内部質保証の推進に責任を負う組織は、学長を委員長とする自己点検・評価委員会であることを明確化している。【資料 6-1-3】

自己点検・評価委員会の設置については、自己点検・評価規程第 2 条でも規定している。令和 5（2023）年度の構成員は以下のとおりである。

表 6-1-1 自己点検・評価委員会 令和 5（2023）年度構成員

委員長	・学長
委員	・学務担当主幹 ・副学長 ・国際観光学部長 ・子ども教育学部長 ・教学部長 ・学生部長兼就職部長 ・法人事務局長 ・大学事務室部長

自己点検・評価は、全学的に取り組むものであるため、自己点検・評価規程第 4 条第 1 項に「委員長は学長とする」と規定している。また、学部長や大学事務組織の責任者等を委員とし、各学部や各課等の現状や課題等を包括的に点検・評価することが可能な組織体制としている。

さらに、学校法人の管理運営や財政的な観点から適切な点検・評価を実施するために、法人事務局長を構成員としている。

なお、本学では、内部質保証の組織的な機能を強化するために、学務担当主幹を置いている。学務担当主幹は、自己点検・評価委員会の構成員であるだけでなく、日常的に大

学の管理運営や IR 情報等を点検し、学長や学部長、各課等に対して、教育課程や授業改善など幅広く助言している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 6-1-1】平安女学院大学 学則 【資料 F-3】と同じ

【資料 6-1-2】自己点検・評価規程

【資料 6-1-3】内部質保証の方針

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の内部質保証において、自己点検・評価委員会は重要な役割を果たしており、その責任者である学長を中心に大学全体の内部質保証の機能強化を図る。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

自己点検・評価の一環として実施している毎年度の授業評価や学生生活に関するアンケート調査等については、自己点検・評価委員会に結果を報告している。【資料 6-2-1】【資料 6-2-2】【資料 6-2-3】

自己点検・評価報告書については、所管する事務組織を明確化しており、令和 5（2023）年 5 月までは学院統括部企画チーム、令和 5（2023）年 6 月以降は調査企画室で担当している。

自己点検・評価の結果については、ホームページ上で学内外に公表している。また、学校教育法第 109 条に定める認証評価を受審した年度には、評価結果及び自己点検・評価報告書をホームページ上で学内外に公表している。

※エビデンス集（資料編）

【資料 6-2-1】自己点検・評価規程 【資料 6-1-3】と同じ

【資料 6-2-2】令和 4（2022）年度授業評価アンケート 【資料 2-6-1】と同じ

【資料 6-2-3】令和 4（2022）年度学生生活に関するアンケート 【資料 2-6-2】と同じ

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学は平成 27（2015）年に IR 推進室を設置した。IR 推進室の業務については「平安女学院大学組織規程」第 28 条に規定している。主な内容として、データ収集及び検証並びにデータベースの整備、情報の提供及び分析を通じた計画作成の促進及び支援などとなっている。具体的な活動としては、「学生生活に関するアンケート」や「授業評価アンケート」「入学時アンケート」「卒業時アンケート」の実施と分析である。在学生の学生生活や教育

内容に関する満足度や要望について情報収集を行っており、自己点検・評価委員会において集計結果の分析・検討を行っている。

令和 5（2023）年 6 月以降、IR 推進室の業務は、組織改編に伴い、調査企画室に引き継がれている。【資料 6-2-4】

※エビデンス集（資料編）

【資料 6-2-4】平安女学院大学 組織規程【資料 4-1-2】と同じ

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、自己点検・評価委員会において、組織的な自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の結果については学内で共有し、大学ホームページにて公表している。今後は内部質保証の観点からの点検を充実させていく計画である。

現状把握のための調査・データの収集と分析については、自己点検・評価委員会で調査項目等を精査した上で実施する。その結果を踏まえ、自己点検・評価委員会を中心に改善策を検討していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学では使命・目的の実現のために、点検・評価を実施し、学修環境の改善・向上に取り組んでいる。取組の中心は自己点検・評価委員会が担っており、調査企画室が実務作業を行っている。

学生に対して実施しているアンケートは毎年度実施している授業評価アンケートと学生生活に関するアンケートの他に、入学時アンケート、卒業時アンケートを行っている。

アンケート結果については自己点検・評価委員会に報告され、改善すべき事項は当該部署や教職員に伝達をし、改善内容については、学内ホームページなどで学生にも周知している。

本学では、認証評価や文部科学省からの指摘事項などには真摯に対応しており、前回認証評価を受けた際に、改善を要する点と指摘された諸事項については改善に取り組み、令和 2（2020）年に改善報告書を提出し、改善が認められたとの報告をいただいている。

学生がディプロマ・ポリシーにおいて求めている能力を身につけたかどうかを確認するために、卒業時アンケートを実施している。アンケートの回答内容については両学部長を通じて学部教員にも共有するよう要請を行っている。【資料 6-3-2】

これらの活動により、本学では三つのポリシーを起点とした内部質保証が行われ、その調査結果を教育内容の改善・向上に反映させている。

令和 2（2020）年度からの中期経営計画の中で、現状・課題・計画について検討を行い、

大学全体及び両学部の教育目標・課題として掲載している。【資料 6-3-3】

※エビデンス集（資料編）

【資料 6-3-1】改善報告書（令和 2（2020）年 7 月提出） 【資料 F-15】と同じ

【資料 6-3-2】令和 4（2022）年度卒業時アンケート結果

【資料 6-3-3】学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画 【資料 1-2-5】と同じ
（令和 2（2020）～令和 6（2024）年度）

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の充実に向けて、引き続き三つのポリシーを定期的に見直し、必要に応じて修正を行っていく。

また中期経営計画の課題を達成するために毎年度検証を行うこととしている。

【基準 6 の自己評価】

内部質保証についての組織体制、その結果を反映させる仕組みは確立している。自己点検やアンケート結果は学内で共有し、またホームページに掲載して社会にも公開している。今後とも、内部質保証に関する全学的な方針を作成し、点検・評価を行い公表する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携

A-1. 地域社会との連携・協力

A-1-① 学部の特徴を生かした取り組み

A-1-② 地域社会との連携による取り組み

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 学部の特徴を生かした取り組み

本学は、学則第 1 条にて教育目的を「本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神—『知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる』—を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。」と規定しており国際観光学部、子ども教育学部とともに、学部の特徴を生かした取組を行っている。【資料 A-1-1】

コロナ禍においてはイベントの開催自体などが中止になる場合もあり、地域との取組も減少したが、令和 4（2022）年度以降、少しずつ再開させている。

【国際観光学部】

国際観光学部は京都御苑（御所）の横に位置する京都キャンパスが学びの場であり、観光都市京都に立地する観光系の学部ということもあり、京都市をはじめとした自治体と連携協定を締結している。地域の中で観光を学ぶことは、学生にとって学習機会となるだけでなく、その地域の活性化にも資するものと捉え、積極的に連携を行っている。

①修学旅行ガイド・京都 B&S プログラム

実習科目である「京都観光案内実習 I・II」において、京都を訪れる修学旅行生や校外学習生に対するボランティアガイドを行っている。「修学旅行ガイド受入」として直接受け入れる場合と、京都市と大学コンソーシアム京都、JTB 西日本京都支店の 3 者で構成する京都 B&S プログラム事務局が実施している教育旅行プログラム「京都 B&S (Brother & Sister) プログラム」に協力する場合がある。

コロナ禍では修学旅行が中止になり、本取組が途絶えていたが、令和 4（2022）年度より取組が再開している。

表 A-1-1 令和 4（2022）年度 修学旅行ガイド実績

1	相模原市立清新中学校	2022 年 5 月 21 日（土）	午後
2	相模原市立上溝南中学校	2022 年 6 月 7 日（火）	終日
3	相模原市立中央中学校	2022 年 6 月 16 日（木）	午後
4	川口市立領家 中学校	2022 年 6 月 7 日（月）	終日

②祇園祭ボランティア

平成 26 (2014) 年度から、150 年ぶりに巡行に参加する大船鉾の保存会から「ちまき授与」のボランティアへの参加依頼があり、実習科目である「観光ボランティア I・II」の受講生を中心に参加している。コロナ禍においては参加できない年度もあったが、粽(ちまき)づくりから参加し、粽授与も担当している。

【子ども教育学部】

子ども教育学部はその学びを活かして特に地域の子どもの対象としたボランティアなどの活動を行っている。

①高槻市内のイベントへの参加

高槻市のイベントの主催団体などからの依頼により、さまざまなイベントにボランティアとして参加している。令和 4 (2022) 年度は新型コロナウイルスの影響が残っているが、再開されたイベントもある。安満遺跡公園で開催された「みどりのカーニバル」ではクラフトワークのコーナーで参加した。夏の高槻の風物詩となっている「高槻まつり」では子ども向けの射的やバルーンアートのコーナーで参加している。

②ボランティアクラブ「ちくわ部」の活動

令和 4 (2022) 年 6 月に発足したボランティアクラブ「ちくわ部」は「ちいさなことから、暮らしの中で、私たちにできることを」を名前の由来としており、地域のボランティアに取り組んでいる。令和 4 (2022) 年度の取り組みとして、フリーマーケットの売上げを資金として、子ども食堂でのクリスマス会を行い、子どもたちにお菓子を配布した。また、子どもの学習支援や、クリスマスをテーマにした松ぼっくりでのツリー作り、ゲーム大会など、さまざまな企画を行っている。

※エビデンス集(資料編)

【資料 A-1-1】平安女学院大学 学則 【資料 F-3】と同じ

A-1-② 地域社会との連携による取り組み

本学は、学則第 1 条にて教育目的を「キリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神—『知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる』—を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。」と規定しており、地域社会に貢献する人材養成をするためにも積極的に地域との連携を行っている。

地域連携の窓口として地域連携センターを置き、教職員が兼務でその任にあたっている。現在展開している主な活動は以下のとおりである。

【国際観光学部】

①京都市交通局

京都の観光振興や、地下鉄の更なる利用促進のため、本学と京都市交通局相互が連携・

協力を行う協定を平成 27 (2015) 年 3 月 25 日に交わしている。取組の一環として、地下鉄各駅周辺の「見る」「食べる」「買う」スポットを取材し紹介するフリーペーパー「きゅんきゅん KYOTO」を 1・2 年次の必修科目である「ジェネリックスキル」の授業で作成し発行してきた。【資料 A-1-2】

令和 2 (2020) 年 9 月発行の第 25 号でフリーペーパーの作成は一旦終了したが、引き続きの活動として Instagram 版の「きゅんきゅん KYOTO」を令和 5 (2023) 年 1 月より、国際観光学部の学生が取材し発信している。年度末までに 5 回発信している。

【資料 A-1-3】

②京都市動物園

本学は京都市動物園と令和元(2019)年 12 月に教育及び研究に関する協定を交わした。連携の一環として令和 2 (2020) 年度より国際観光学部の学生が動物園の活性化についての企画を発表し、最優秀賞を受賞した企画が実際に京都市動物園で実施されている。【資料 A-1-4】

令和 4 (2022) 年度は「えこにずらむ」と題して、生態や自然環境(エコ)を京都市動物園(zoo)で学ぼう!という内容で開催した。9 月 17 日から 19 日の夜間開園時開催予定であったが、最終日の 19 日が台風のため中止となった。学生スタッフはのべ 110 人、イベント参加客は 17 日が 448 人、18 日が 252 人であった。

③京都府南丹広域振興局

令和 4 (2022) 年 4 月に京都府南丹広域振興局と「SNS を活用した京都丹波地域の情報発信等業務」について委託契約を締結し、SNS 発信業務としてInstagram「パクパク京都丹波」における発信業務に携わった。【資料 A-1-5】

京丹波町在住の学生が主に担当し、自らの卒業研究テーマにも関連させ、取材先のInstagramとも紐づけながら、京都丹波地域の魅力資源発掘を行った。さらに、京都丹波地域では、車を利用したドライブ旅が主流となることから、大学の長期休み期間において学生グループが魅力的なドライブ旅のコースを取材し、Instagramに発信することで、京都丹波地域の見どころや魅力を線でつなぎ、面としての魅力を打ち出せるよう SNS 情報発信を行った。

④奈良県五條市

本学は令和 4 (2022) 年 4 月 19 日に奈良県五條市と地域連携協定を締結した。【資料 A-1-6】

柿の生産量日本一を誇る五條市とは、令和 3 (2021) 年度より、国際観光学部の授業において五條市の柿生産者や市役所の方に出張授業に来てもらい、また本学学生が五條市へフィールドワークに行くなど交流を進めており、柿に限らず地域一帯をさらに盛り上げるため、連携協定を結んだ。

令和 4 (2022) 年度は五條市庁舎移転 1 周年記念のイベントに参加するなど交流を行っている。

【子ども教育学部】

①高槻市・高槻市教育委員会

高槻市とは、平成 17 (2005) 年に地域連携に関する協定を締結している。【資料 A-1-7】
また平成 21 (2009) 年 12 月に高槻市教育委員会と連携協力に関する協定を締結している。
連携協力の事項は、学生が高槻市立幼稚園及び高槻市立の小学校の教育現場に参加することや教職員の交流促進などである。また平成 22 (2010) 年には、高槻市立保育所に派遣する学生のインターンシップに関する覚書を締結している。【資料 A-1-8】【資料 A-1-9】

②夏休みこども大学

高槻市主催のイベントで、高槻市在住の小学生を対象に、市内 4 大学の教員が、工作や実験などを通して大学の学びを楽しく知る機会を提供し、夏休みの思い出作りや自由研究のヒントにしてもらう催しである。令和 4 (2022) 年度本学は「絵の具を作って絵の具でかこう」というテーマで、チョークやせんたくのり、小麦粉、水などを材料に、自分でつくった絵具で絵を描くという内容であった。

③高槻市地域子育て支援拠点事業ひろば型施設「どんぐりの森」

平成 19 (2007) 年より「高槻市地域子育て支援拠点事業ひろば型」施設として「どんぐりの森」を高槻キャンパス内に設置している。「どんぐりの森」は、子育て支援の各種事業を行うとともに、乳幼児とその親に交流の場を提供する施設であり、近隣の親子にとっての集いの場となっている。令和 4 (2022) 年度の利用状況は以下のとおりである。

表 A - 1 - 1 令和 4 (2022) 年度「どんぐりの森」利用実績

月	開館日数	利用者(子ども)	月	開館日数	利用者(子ども)
4	20	101	10	20	159
5	19	90	11	20	180
6	20	129	12	20	217
7	20	143	1	19	170
8	22	130	2	19	183
9	20	163	3	22	205

コロナ禍以前は学生もボランティアで参加していたが、感染対策上の理由から令和 4 (2022) 年度はイベントなどに参加できていない。

※エビデンス集 (資料編)

【資料 A-1-2】観光及び公共交通の振興に関する京都市交通局と平安女学院大学女学院大学の協定書

【資料 A-1-3】きゅんきゅん京都 2023 年 1 月 18 日配信内容

【資料 A-1-4】京都市動物園と平安女学院大学との教育及び研究に関する協定書

【資料 A-1-5】京都府南丹広域振興局との委託契約書

【資料 A-1-6】 五條市と平安女学院大学との連携協力に関する協定書

【資料 A-1-7】 平安女学院大学と高槻市との地域連携に関する協定書

【資料 A-1-8】 高槻市教育委員会と平安女学院大学及び平安女学院大学短期大学部との連携協力に関する協定書

【資料 A-1-9】 高槻市と平安女学院大学及び平安女学院大学短期大学とのインターンシップに関する覚書

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

国際観光学部、子ども教育学部ともに学部の学びを活かした地域連携活動が展開している。コロナ禍においては、活動の場が制限されていたが、地域への取組の再開を目指す。

協定を締結していない活動については、個々の教員の人脈によるものが多いため、継続的かつ効果的な取り組みとなることを目指し、地域と大学の連携として位置付ける可能性も模索していく。

【基準 A の自己評価】

大学の教育目的に基づき、両学部の学びに応じた地域貢献活動を行う体制を整備し、積極的に学生が活動できるよう支援している。また、ボランティアに関する科目を設置している。両学部の積極的な活動は地域社会に貢献しており、連携協定先等からは毎年度、参加を依頼されるなど一定の評価を得ている。

以上のことから基準 A を満たしている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則の第 1 条において、本学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則の第 3 条において、本学の学部組織構成を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則の第 9 条において、本学の修業年限を定めている。	3-1
第 88 条	○	学則（編入学）第 30 条、（転入学・再入学・転学部・転学科）第 31 条において規定している。	3-1
第 89 条	—	該当なし（本学では早期卒業制度は設けていない）	3-1
第 90 条	○	学則の第 26 条において、入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	学則の第 5 条並びに第 6 条および「平安女学院大学組織規程」において、教職員組織について定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則の第 8 条及び「国際観光学部教授会規程」並びに「子ども教育学部教授会規程」において、教授会について定めている。	4-1
第 104 条	○	学則の第 24 条及び「平安女学院大学学位規程」において、本学が授与する学位について定めている。	3-1
第 105 条	—	該当なし（大学外の学生を対象とした特別の課程を編成していない）	3-1
第 108 条	—	該当なし（短期大学は設置していない）	2-1
第 109 条	○	学則の第 2 条並びに「自己点検・評価規程に」において、自己評価について定めている。	6-2
第 113 条	○	本学のホームページ上に、教育研究活動の状況を公表している。	3-2
第 114 条	○	学則の第 6 条において、事務職員その他必要な職員を置くことを定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則の第 30 条において、編入学について定めている。	2-1
第 132 条	○	専修学校の専門課程からの編入学受入れについては、本条項のとおり遵守している。	2-1

学校教育法施行規則

平安女学院大学

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第4条	○	学則において、所定の事項を定めている。	3-1 3-2
第24条	—	該当なし（指導要録は対象外。ただし、学籍、成績等は学籍簿で管理している。）	3-2
第26条 第5項	○	学則の第47条において、懲戒について定めている。	4-1
第28条	○	本条の表簿を作成し、所定の期間保存している。	3-2
第143条	○	学部教授会規程及び代議員会規程において、本条に関わる代議員会等の設置を定めている。	4-1
第146条	—	該当なし（科目等履修生が入学する場合の修業年限の通算については規定していない）	3-1
第147条	—	該当なし（早期卒業制度は設けていない）	3-1
第148条	—	該当なし（4年を超える修業年限の学部は設置していない）	3-1
第149条	—	該当なし（早期卒業制度は設けていない）	3-1
第150条	○	学則の第26条において、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者に入学を許可することについて定めている。	2-1
第151条	—	該当なし（飛び入学制度はない）	2-1
第152条	—	該当なし（飛び入学制度はない）	2-1
第153条	—	該当なし（飛び入学制度はない）	2-1
第154条	—	該当なし（飛び入学制度はない）	2-1
第161条	○	学則の第30条において、短期大学を卒業した者の大学編入について定めている。	2-1
第162条	○	該当なし（海外の大学からの転学は実施していない）	2-1
第163条	○	学則の第11条において、大学の学年の始期及び終期について定めている。	3-2
第163条の2	—	該当なし（体系的な学修プログラムは設けていない）	3-1
第164条	—	該当なし（本学学生以外を対象とした特別の課程を編成していない）	3-1
第165条の2	○	教育目標の実現のため次の3つの方針（卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入に関する方針）を掲げ、本学のホームページ上で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3

平安女学院大学

第 166 条	○	自己点検・評価規程に基づき、自己点検・評価委員会が主たる組織となり、自己点検及び評価を行っている。	6-2
第 172 条の 2	○	所定の項目を本学のホームページ上で公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学則の第 24 条において、学位の授与について定めている。	3-1
第 178 条	○	学則の第 30 条において、高等専門学校を卒業した者（卒業見込みの者）の編入について定め、募集要項に明記して選抜を行っている。	2-1
第 186 条	○	専修学校の専門課程からの編入学受入れについては、本条項のとおり遵守している。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学則の第 2 条において、教育水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことを定めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則の第 1 条において、教育目標並びに各学部・学科の教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者の選抜においては、入試・募集委員会規程に基づき、入試・募集委員が本学の入試に係る基本方針を立案し、その展開の充実と向上を図っている。	2-1
第 3 条	○	学則の第 3 条において学部を定め、組織規程に基づいた教育研究上適当な規模と内容を有している。	1-2
第 4 条	○	学則の第 4 条において学科を定め、組織規程に基づいた教育研究上適当な規模と内容を有している。	1-2
第 5 条	—	該当なし（学科に代わる課程を設置していない）	1-2
第 6 条	—	該当なし	1-2 3-2 4-2

平安女学院大学

第7条	○	組織規程に基づいた教育研究上適当な規模と内容の教職員組織を設置し、人事委員会規程に基づき、教育職員を採用し、本学の各学部の教育研究上の目的の達成に資する必要な教員を配置している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第8条	○	専門科目の必修科目については、原則として専任教員が担当している。それ以外の授業科目についてはなるべく専任教員が担当している。	3-2 4-2
第9条	—	該当なし（授業を担当しない教員を置いていない）	3-2 4-2
第10条 （旧第13条）	○	専任教員数及び教授数は大学設置基準が定める必要数を満たしている。	3-2 4-2
第11条	○	平安女学院大学 FD 委員会規程および SD 委員会規程の下、高等教育機関としての教育機能の質的向上に向けた全学的な教職員の FD 及び SD 活動を推進している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	平安女学院大学学長選考規程において、学長の選任について定めている。	4-1
第13条	○	専任教員選考規程、大学教員の昇任審査内規に基づいて、教授となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第14条	○	専任教員選考規程、大学教員の昇任審査内規に基づいて、准教授となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第15条	○	専任教員選考規程に基づいて、講師となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第16条	○	専任教員選考規程に基づいて、助教となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第17条	○	専任教員選考規程に基づいて、助手となることができる者について定めている。	3-2 4-2
第18条	○	学則の第4条において、収容定員について定めている。	2-1
第19条	○	学則第5章 教育課程および履修方法にて規定している。	3-2
第19条の2	—	該当なし（連携開設科目は設けていない）	3-2
第20条	○	学則の第14条及び別表のとおり、必修科目、	3-2

平安女学院大学

		選択科目に分類し、各年次に配当し、授業科目を編成している。	
第 21 条	○	学則第 14 条、第 17 条において規定している。	3-1
第 22 条	○	大学学則第 12 条に「学期」を定め、学期を明記している。1 年間の授業期間としてオリエンテーション、試験期間を含め 35 週で運用している。	3-2
第 23 条	○	学年暦に基づき、各授業科目の授業期間は 15 週としている。	3-2
第 24 条	○	教育効果を勘案し、各授業の学生数を適した人数となるようにしている。	2-5
第 25 条	○	学則第 17 条において規定している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	シラバスに授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画を明示している。	3-1
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制は設けていない）	3-2
第 27 条	○	学則第 18 条において規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修規程第 4 条において規定している。	3-2
第 27 条の 3	○	該当なし（連携開設科目は設けていない）	3-1
第 28 条	○	学則第 19 条において規定している。	3-1
第 29 条	○	学則第 20 条において規定している。	3-1
第 30 条	○	学則第 21 条において規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし（長期履修制度は実施していない）	3-2
第 31 条	○	学則第 42 条において規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 15 条に卒業要件を定めている。	3-1
第 33 条	○	該当なし（医学又は歯学に関する学科はない）	3-1
第 34 条	○	教育にふさわしい環境を保ち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有している。	2-5
第 35 条	○	高槻キャンパスに運動場、体育館を設けている。京都キャンパスと高槻キャンパスは電車、バスで約 1 時間の距離である。	2-5
第 36 条	○	各校舎等施設は全て備えている。ただし、夜間学部に関わる施設については、当該学部を設置していないため該当なし。	2-5
第 37 条	○	校地の面積は基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は基準を満たしている。	2-5
第 38 条	○	図書等の資料及び図書館の要件を全て満たしている。	2-5

平安女学院大学

第 39 条	—	該当なし（当該学部又は学科を設置していない）	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし（薬学に関する学部学科を設置していない）	2-5
第 40 条	○	必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5
第 40 条の 2	○	各校地において、教育研究に必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	毎年度、必要な経費（予算）を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は、適当であるとともに、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	—	該当なし（学部等連係課程実施基本組織（分野横断的な学位プログラム）は設けていない）	3-2
第 42 条	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	3-2
第 42 条の 5	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし（専門職学科は設置していない）	2-5
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	3-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	3-1
第 45 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	3-1
第 46 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	2-5
第 48 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	2-5
第 49 条	—	該当なし（共同教育課程は設置していない）	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部の教育課程等は設置していない）	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部の教育課程等は設置していない）	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部の教育課程等は設置していない）	4-2
第 58 条	—	該当なし	1-2
第 59 条	—	該当なし（大学院大学は設置していない）	2-5

平安女学院大学

第 61 条	—	該当なし（新たな大学等を設置していない）	2-5 3-2 4-2
--------	---	----------------------	-------------------

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学則の第 24 条及び学位規程において、学士の学位の授与は大学を卒業した者に対し行うことを定めている。	3-1
第 10 条	○	学則の第 24 条及び学位規程において、学位には適切な名称を与えている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし（共同教育課程に係る学位授与はない）	3-1
第 13 条	○	学位に関して必要な事項を定めた学則を変更した場合は、文部科学省に学則変更の届出をしている。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	平安女学院大学ガバナンス・コードにおいて、自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めていると示している。	5-1
第 26 条の 2		本条項を遵守しており、特別の利益を与えていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 38 条において、各事務所に備えて置き、請求があった場合には正当な理由がある場合を除いて閲覧できるよう規定している。また、学内サイト、学校法人ホームページ上で公開している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為に第 5 条に基づき、理事 7 人、監事 2 人を置いている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為第 6 条（理事の選任）、第 7 条（監事の選任）において定めており、理事、監事の善管注意義務については、平安女学院大学ガバナンス・コード第 2 章に示している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 15 条において定めている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 15 条（理事会）、第 12 条（理事の代表権の制限）、第 13 条（理事長職務の代理等）、第 14 条（監事の職務）において定めている。	5-2 5-3

平安女学院大学

第 38 条	○	寄附行為第 6 条 (理事の選任)、第 7 条 (監事の選任)、において定めており、各役員について配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれないよう構成している。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 7 条において定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 9 条において定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 18 条において定めている。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 20 条 (議決事項)、第 21 条 (諮問事項) において定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条において定めている。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 23 条において定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	平安女学院大学ガバナンス・コード 2-1⑥において賠償責任について示している。また、寄附行為第 47 条において責任の免除を規定している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	平安女学院大学ガバナンス・コード 2-1⑥において賠償責任について示している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	平安女学院大学ガバナンス・コード 2-1⑦において賠償責任、連帯責任について示している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為の第 47 条及び第 48 条において、役員の実任免除及び責任限定契約の際には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づくことを定めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 44 条において定めている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 34 条において定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 36 条において定めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 38 条において定めている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 38 条-3 および「学校法人平安女学院役員および評議員の報酬及び慰労金に関する規程」において定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為に第 40 条において定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 38 条-2 および「学校法人平安女学院情報公開規程」「学校法人平安女学院 書類閲覧規程」において定めている。	5-1

学校教育法 (大学院関係) 該当なし

学校教育法施行規則 (大学院関係) 該当なし

大学院設置基準 該当なし

専門職大学院設置基準 該当なし

学位規則（大学院関係） 該当なし

大学通信教育設置基準 該当なし

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	

平安女学院大学

	学校法人平安女学院 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	CAMPUS GUIDE BOOK 2023	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	平安女学院大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	入試ガイド	
	入試募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	2022 年度 学生便覧	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2023 年度 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2022 年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	CAMPUS GUIDE BOOK 2023	【資料 F-2】と同じ
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人平安女学院規程集	
	平安女学院大学規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	役員名簿（令和 4（2022）年 4 月 1 日現在）	
	評議員名簿（令和 4（2022）年 4 月 1 日現在）	
	2022 年度理事会・評議員会開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）及び監事監査報告書（過去 5 年間）	
	計算書類及び監事監査報告書（平成 30（2018）年度）	【資料 F-11-1】
	計算書類及び監事監査報告書（令和元（2019）年度）	【資料 F-11-2】
	計算書類及び監事監査報告書（令和 2（2020）年度）	【資料 F-11-3】
	計算書類及び監事監査報告書（令和 3（2021）年度）	【資料 F-11-4】
	計算書類及び監事監査報告書（令和 4（2022）年度）	【資料 F-11-5】
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	2022 年度 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
	2022 年度 シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針）	
	http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	

平安女学院大学

	改善報告書（令和 2（2020）年 7 月提出）	
--	--------------------------	--

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	平安女学院大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	平安女学院大学ホームページ（建学の精神・教育目的） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/	
【資料 1-1-3】	2022 年度 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	CAMPUS GUIDE BOOK 2023	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学校法人平安女学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 1-2-2】	2022 年度 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-2-3】	平安女学院大学ホームページ（建学の精神・教育目的） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/purpose/	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 1-2-4】	CAMPUS GUIDE BOOK 2023	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-2-5】	学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（令和 2（2020）年度～令和 6（2024）年度）	
【資料 1-2-6】	平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	【資料 F-13】と同じ

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	入試ガイド	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-2】	入試募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-4】	入試ガイド	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-5】	入試募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-6】	平安女学院大学国際観光学部 2020 年度 交流留学生編入学試験要項	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	教務委員会規程	
【資料 2-2-2】	2022 年度 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-2-3】	2022 年度 教員出校日一覧表	
【資料 2-2-4】	2022 年度非常勤講師の手引き（京都キャンパス）	
【資料 2-2-5】	2022 年度非常勤講師の手引き（高槻キャンパス）	

平安女学院大学

【資料 2-2-6】	2022 年度 FDS D 資料・合理的配慮（修正版）	
【資料 2-2-7】	令和 4（2022）年度 学籍異動状況集計	
【資料 2-2-8】	2022 授業多欠者への対応について（お願い）	
【資料 2-2-9】	成績不振学生等に対する早期発見・早期支援対策と「退学勧告」	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	就職委員会規程	
【資料 2-3-2】	令和 4（2022）年度 国際観光学部時間割	
【資料 2-3-3】	令和 4（2022）年度 子ども教育学部時間割	
【資料 2-3-4】	2022 年度アグネス塾資料	
【資料 2-3-5】	就職講座予定表 国際観光学部	
【資料 2-3-6】	就職講座予定表 子ども教育学部	
【資料 2-3-7】	資格取得奨励奨学金—資格チャレンジ制度—	
【資料 2-3-8】	プレースメントブック	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	学生サービス・就職委員会規程	
【資料 2-4-2】	令和 4（2022）年度 担任一覧	
【資料 2-4-3】	令和 4（2022）年度 授業時間・オフィスアワー一覧	
【資料 2-4-4】	留学生一覧（令和 4（2022）年 5 月 1 日現在）	
【資料 2-4-5】	海外留学手続き関係資料	
【資料 2-4-6】	平安女学院大学 経済援助授業料等減免規程	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	令和 4（2022）年度平安女学院大学京都キャンパス 校舎平面図	
【資料 2-5-2】	令和 4（2022）年度平安女学院大学高槻キャンパス 校舎平面図	
【資料 2-5-3】	令和 4（2022）年度図書館入館者数	
【資料 2-5-4】	年間入館者数と貸出冊数の推移（2019-2022）	
【資料 2-5-5】	令和 4（2022）年度教育研究整備計画（決定額）	
【資料 2-5-6】	室町館耐震工事：文部科学省補助金申請添付書類	
【資料 2-5-7】	室町館耐震工事：図面	
【資料 2-5-8】	明治館修理工事（復元並びに耐震的保存）報告書（抜粋）	
【資料 2-5-9】	2022 年度 授業別受講者人数表	
【資料 2-5-10】	授業開設基準	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	令和 4（2022）年度授業評価アンケート	
【資料 2-6-2】	令和 4（2022）年度学生生活に関するアンケート	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		

平安女学院大学

【資料 3-1-1】	平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	2022 年度国際観光学科カリキュラムマップ	
【資料 3-1-3】	2022 年度子ども教育学科カリキュラムマップ	
【資料 3-1-4】	子ども教育学部 卒論評価指標（2021 年度改訂版）	
【資料 3-1-5】	2022 年度国際観光学科卒業生の単位修得状況	
【資料 3-1-6】	2022 年度子ども教育学科卒業生の単位修得状況	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	2022 年度 学生便覧	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-2】	平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-3】	平安女学院大学ホームページ（教育の三つの方針） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/policy.html	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-4】	令和 5（2023）年度シラバス作成について（依頼）	
【資料 3-2-5】	令和 5（2023）年度シラバスの作り方	
【資料 3-2-6】	2022 年度シラバスの「授業の概要と目標」と科目概要の対比表 （国際観光学科）	
【資料 3-2-7】	2022 年度シラバスの「授業の概要と目標」と科目概要の対比表 （子ども教育学科）	
【資料 3-2-8】	平安女学院大学 履修規程	
【資料 3-2-9】	令和 4（2022）年度国際観光学科カリキュラム	
【資料 3-2-10】	令和 4（2022）年度子ども教育学科カリキュラム	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	平安女学院大学ホームページ（アセスメント・ポリシー） http://www.heian.ac.jp/about/educational-policy/assessment_policy.html	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	平安女学院大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	平安女学院大学 組織規程	
【資料 4-1-3】	平安女学院大学 組織規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-1-4】	平安女学院大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-5】	教務委員会規程	【資料 2-2-1】と同じ
【資料 4-1-6】	国際観光学部教授会規程	

平安女学院大学

【資料 4-1-7】	子ども教育学部教授会規程	
【資料 4-1-8】	教育研究に関する重要事項についての内規	
【資料 4-1-9】	学校法人平安女学院 組織規程	
【資料 4-1-10】	平安女学院大学 組織規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 4-1-11】	令和 4（2022）年度大学教職員一覧表	
【資料 4-1-12】	学校法人平安女学院 就業規則	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	平安女学院大学 専任教員選考規程	
【資料 4-2-2】	平安女学院大学 教員の昇任審査内規	
【資料 4-2-3】	メール配信・2022 年度 FD 動画の配信について	
【資料 4-2-4】	2022 年度 FD 研修資料	
【資料 4-2-5】	2022 年度 3 月教育の質向上・FD プロジェクト報告（子ども教育学部）	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	平安女学院大学 SD 委員会規程	
【資料 4-3-2】	令和 4（2022）年度第 1 回 SD 要項	
【資料 4-3-3】	SD 動画配信文	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	令和 4（2022）年度平安女学院大学京都キャンパス 校舎平面図	【資料 2-5-1】と同じ
【資料 4-4-2】	令和 4（2022）年度平安女学院大学高槻キャンパス 校舎平面図	【資料 2-5-2】と同じ
【資料 4-4-3】	平安女学院大学における研究活動上の不正防止に関する規程	
【資料 4-4-4】	平安女学院大学における研究倫理審査規程	
【資料 4-4-5】	平安女学院大学における研究データ保存等に関する細則	
【資料 4-4-6】	公的研究費の不正使用防止及び公正な研究活動の推進等に関する基本方針	
【資料 4-4-7】	平安女学院大学における公的研究費不正防止計画	
【資料 4-4-8】	科学研究費助成事業取扱規程	
【資料 4-4-9】	個人研究費及び共同研究費執行状況資料	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人平安女学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人平安女学院 組織規程	【資料 4-1-9】と同じ

平安女学院大学

【資料 5-1-3】	平安女学院大学 組織規程	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人平安女学院 就業規則	【資料 4-1-12】と同じ
【資料 5-1-5】	平安女学院大学における研究活動上の不正防止に関する規程	【資料 4-4-3】と同じ
【資料 5-1-6】	平安女学院大学における研究倫理審査規程	【資料 4-4-4】と同じ
【資料 5-1-7】	学校法人平安女学院 公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-8】	学校法人平安女学院 懲戒委員会規程	
【資料 5-1-9】	学校法人平安女学院 コンプライアンス規程	
【資料 5-1-10】	学校法人平安女学院第3次中期経営計画（令和2（2020）～令和6（2024）年度）	【資料 1-2-5】と同じ
【資料 5-1-11】	平安女学院大学ガバナンス・コード	
【資料 5-1-12】	平安女学院大学ガバナンス・コードの実施状況について	
【資料 5-1-13】	令和4（2022）年度アグネスイルミネーション案内（ホームページ記事抜粋）	
【資料 5-1-14】	再生イルミネーション（ホームページ記事抜粋）	
【資料 5-1-15】	学生生活ガイドライン（学生便覧掲載文を抜粋）	
【資料 5-1-16】	学校法人平安女学院 個人情報保護規程	
【資料 5-1-17】	ネットワークシステム利用規程	
【資料 5-1-18】	インターネット電子メールシステム利用に関する規程	
【資料 5-1-19】	学校法人平安女学院 個人番号及び特定個人情報取扱規程	
【資料 5-1-20】	「ハラスメントは許しません！！」	
【資料 5-1-21】	学校法人平安女学院 ハラスメント防止規程	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人平安女学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	2023 年度常務会構成員	
【資料 5-3-2】	平安女学院大学 執行部会規程	
【資料 5-3-3】	2023 年度常務会構成員	【資料 5-3-1】と同じ
【資料 5-3-4】	平安女学院大学 執行部会規程	【資料 5-3-2】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人平安女学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-6】	監事監査報告書	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	事業活動収支計算書（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）	【資料 F-11-5】に含む

平安女学院大学

【資料 5-4-2】	貸借対照表（令和 5 年 3 月 31 日）	【資料 F-11-5】に 含む
【資料 5-4-3】	事業活動収支計算書（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日 まで）	【資料 F-11-5】に 含む
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	平安女学院 経理規程	
【資料 5-5-2】	平安女学院 予算執行規程	
【資料 5-5-3】	監事監査報告書（令和 5 年 5 月 23 日）	【資料 F-11-5】と 同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	平安女学院大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 6-1-2】	内部質保証の方針	
【資料 6-1-3】	自己点検・評価規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検・評価規程	【資料 6-1-3】と同 じ
【資料 6-2-2】	令和 4（2022）年度授業評価アンケート	【資料 2-6-1】と同 じ
【資料 6-2-3】	令和 4（2022）年度学生生活に関するアンケート	【資料 2-6-2】と同 じ
【資料 6-2-4】	平安女学院大学 組織規程	【資料 4-1-2】と同 じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	改善報告書（令和 2（2020）年 7 月提出）	【資料 F-15】と同 じ
【資料 6-3-2】	令和 4（2022）年度卒業時アンケート結果	
【資料 6-3-3】	学校法人平安女学院第 3 次中期経営計画（令和 2（2020）年度～ 令和 6（2024）年度）	【資料 1-2-5】と同 じ

基準 A. 地域社会との連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域社会との連携・協力		
【資料 A-1-1】	平安女学院大学 学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 A-1-2】	観光及び公共交通の振興に関する京都市交通局と平安女学院大 学女学院大学の協定書	

平安女学院大学

【資料 A-1-3】	きゅんきゅん京都 2023 年 1 月 18 日配信内容	
【資料 A-1-4】	京都市動物園と平安女学院大学との教育及び研究に関する協定書	
【資料 A-1-5】	京都府南丹広域振興局との委託契約書	
【資料 A-1-6】	五條市と平安女学院大学との連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-7】	平安女学院大学と高槻市との地域連携に関する協定書	
【資料 A-1-8】	高槻市教育委員会と平安女学院大学及び平安女学院大学短期大学部との連携協力に関する協定書	
【資料 A-1-9】	高槻市と平安女学院大学及び平安女学院大学短期大学とのインターンシップに関する覚書	